

令和 4 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

1	令和 3 年度最終補正予算について	2
2	令和 4 年度当初予算編成について	3
3	令和 4 年度総務部の組織改正について (未収債権対策チームの廃止)	5
4	第 24 号議案 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	6
5	第 25 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
6	第 26 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	8
7	第 27 号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	9
8	第 28 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	10
9	第 29 号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	11
10	第 30 号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	12
11	第 41 号議案 包括外部監査契約の締結について	13
12	県有施設管理業務支援事業	14

令和 4 年 3 月 10 日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総 務 部

1 令和3年度最終補正予算

(1) 補正の考え方

- 新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言時における県有施設の休館に伴う入居事業者、指定管理者等に対する支援や、実績による感染症予防医療法施行事業の減額等を計上
- 今後の財政需要を踏まえた基金への積立金を計上
 - ・脱炭素社会の実現に資する取組を行う企業を支援するため、「カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金」を新たに設置
 - ・「企業立地促進基金」、「公共施設長寿命化推進基金」、「財政調整基金」への積増し
- 国からの内示額の確定等に伴う公共事業の減額やいば旅あんしん割事業の増額、融資実績の減に伴う中小企業融資資金貸付金の減額などの事業費確定等に伴う補正を行うとともに、県税・地方譲与税の増、国庫支出金や県債の減等に伴う歳入補正を行う。

(2) 補正予算の規模

一般会計 ▲147億円

補正後予算規模 1兆4,777億円（前年度同期比 4.7%）

(参考) 県債残高の状況

※通常県債の残高（R4末見込み）1兆1,481億円（R3末比 +25億円）

特例的県債の残高（ 〃 ） 9,632億円（ 〃 ▲319億円）

合 計 （ 〃 ） 2兆1,113億円（ 〃 ▲294億円）

R3末通常県債残高は、経済対策により前年度比+79億円の見込み

2 令和4年度当初予算

(1) 予算編成の基本的な考え方

- 今回の予算編成に当たっては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、
 - ・力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育む「新しい豊かさ」へのチャレンジ
 - ・医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築く「新しい安心安全」へのチャレンジ
 - ・茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指す「新しい人財育成」へのチャレンジ
 - ・将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、県内外から選ばれる、魅力ある茨城（IBARAKI）づくりを推進する「新しい夢・希望」へのチャレンジの「4つのチャレンジ」を進化させながら加速することを基本的な考えとした。
- 県民幸福度No.1の「新しい茨城」づくりに挑戦するため、県民の命と健康、暮らしを守り、社会経済活動との両立に注力しつつ、「いばらきの底力」を最大限に引き出し、未来を見据えた施策を積極的に推進することとした。

(2) 当初予算の規模

一般会計 1兆2,817億円（前年度比 ▲1.0%）

*新型コロナウイルス感染症関連分を除いた場合 ▲2.3%

(3) 主な歳入の状況

① 県税	3,981億円	（前年度比	+374億円	+10.4%）
（地方消費税清算後）	4,495億円	（	”	+407億円 +10.0%）
② 地方交付税	1,967億円	（	”	+99億円 +5.3%）
③ 国庫支出金	2,106億円	（	”	+349億円 +19.9%）
④ 県債	949億円	（	”	▲691億円 ▲42.1%）
⑤ 諸収入	1,418億円	（	”	▲341億円 ▲19.4%）

※地方財政計画（通常分）における一般財源総額

7,280億円（前年度比 +50億円 +0.7%）

(4) 主な歳出の状況

①義務的経費	4,818億円	(前年度比 ▲123億円 ▲2.5%)
・人件費	3,080億円	(〃 ▲114億円 ▲3.6%)
・公債費	1,460億円	(〃 ▲4億円 ▲0.3%)
・扶助費	278億円	(〃 ▲4億円 ▲1.6%)
(社会保障関係費)	1,627億円	(〃 ▲6億円 ▲0.4%)
②投資的経費	1,382億円	(〃 ▲135億円 ▲8.9%)
③一般行政費	4,946億円	(〃 +110億円 +2.3%)

(参考)公共事業(特別会計、企業会計含む。)

	1,044億円	(〃 ▲73億円 ▲6.5%)
・国補公共事業	781億円	(〃 ▲83億円 ▲9.6%)
・県単公共事業	263億円	(〃 +10億円 +4.1%)

総務企画委員会説明資料

総務部 行政経営課

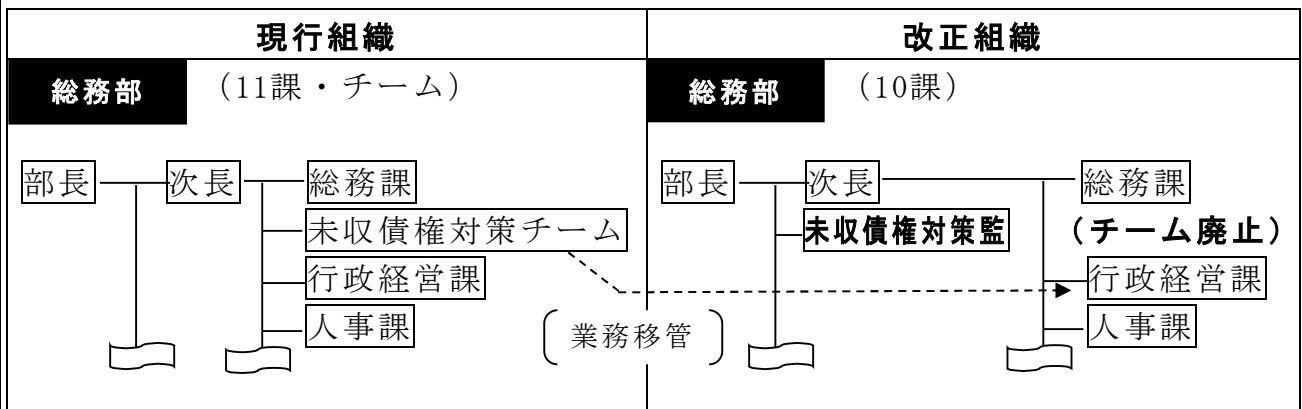
項 目	令和4年度 総務部の組織改正について (未収債権対策チームの廃止)
-----	--------------------------------------

- 1 未収債権対策チームについて
 県庁全体で約63億円にのぼる税外未収債権の整理を集中的に進めるため、令和2年度に総務部に「未収債権対策チーム」を設置した。

- 2 チームの成果
 庁内各課が所管する未収債権への対応方針や管理マニュアルを作成するとともに、回収不能債権の整理や法的措置を実施し、収入未済額を約2億円削減させるなど一定の成果を得た。

- 3 今後の未収債権対策の体制について
 未収債権管理の一定の基盤が整備できたことに伴い、未収債権対策チームは廃止するが、引き続き約61億円の未収債権について法的措置を含む適切な債権管理の継続が必要なことから、業務を行政経営課に移管するとともに、次長級の「未収債権対策監」を新設し、より一層の未収債権対策の全庁的な取組を推進する。

- 4 組織図



総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 行政経営課

項 目	茨城県行政組織条例の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由・目的</p> <p>ウィズコロナを見据え、保健医療・福祉それぞれの分野における感染症対策とともに、医師確保や児童虐待対応などの課題にもより一層注力するため、保健福祉部を再編することに伴う所要の改正をしようとするもの</p> <p>＜背景・必要性＞</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策とともに、保健医療・福祉施策の一層の充実を図っていく必要がある。</p>
2	<p>内容</p> <p>保健福祉部を保健衛生に関する事務を担う「保健医療部」と社会福祉及び社会保障に関する事務を担う「福祉部」に再編</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【現行】</p> <p>知事 — 副知事 —</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 政策企画部 県民生活環境部 防災・危機管理部 保健福祉部 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 福祉担当部長 営業戦略部 立地推進部 産業戦略部 農林水産部 土木部 <p>会計管理者 — 会計事務局</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">➡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【改正案】</p> <p>知事 — 副知事 —</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 政策企画部 県民生活環境部 防災・危機管理部 保健医療部 福祉部 営業戦略部 立地推進部 産業戦略部 農林水産部 土木部 <p>会計管理者 — 会計事務局</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">10 部 1 局</div> <div style="text-align: center;">11 部 1 局（+ 1 部）</div> </div>
3	<p>効果・影響</p> <p>所管業務や職員数が年々増加している保健福祉部について、部を再編することにより、保健医療・福祉施策の一層の充実が期待できる。</p>
4	<p>施行日</p> <p>令和4年4月1日</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 人事課

項 目	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由</p> <p>人事委員会の勧告（令和3年10月11日）等に伴い、職員の期末手当について、所要の改正をしようとするもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p> 期末・勤勉手当の引下げ（令和4年6月分から適用）</p> <p> 年間支給月数 4.45月分 → 4.3月分（▲0.15月分）</p> <p>(2) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p> 知事等の期末手当の引下げ（令和4年6月分から適用）</p> <p> 年間支給月数 3.35月分 → 3.25月分（▲0.1月分）</p> <p>(3) その他関係条例の改正</p> <p> 任期付職員等の期末手当を引き下げるもの</p> <p> ※ 上記（1）～（3）の改正について、国家公務員の取扱いに準じ、令和3年12月の期末手当の引下げ分に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額して調整</p> <p>3 効果・影響</p> <p> 期末・勤勉手当の引下げ ▲24 億円</p> <p>4 施行日</p> <p> 令和4年4月1日</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 人事課

項 目	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 【一部改正】
1	<p>改正の理由</p> <p>児童相談所の業務の特殊性等を踏まえ、福祉業務手当について、所要の改正をしようとするもの</p> <p>また、銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、警察業務手当について、所要の改正をしようとするもの</p>
2	<p>内容</p> <p>(1) 福祉業務手当の引上げ</p> <p>児童相談所に勤務する児童福祉司等が、児童と直接接して行う相談・指導等の業務に従事した場合に支給する、福祉業務手当の支給額を引上げ 日額 580 円 → 日額 1,000 円 （交付税措置あり：月額 20,000 円相当）</p> <p>(2) 警察業務手当の見直し</p> <p>人の生命に危険を及ぼし得るクロスボウを所持する被疑者の逮捕等の作業を、手当の支給対象に追加（現行は銃器を所持する被疑者の逮捕等の作業）</p> <p>※ 支給額は変更なし（日額 820 円～1,640 円）</p>
3	<p>効果・影響</p> <p>支給対象業務に従事した職員に対し、適切な特殊勤務手当の支給が可能となる。</p>
4	<p>施行日</p> <p>(1) 福祉業務手当の引上げ 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 警察業務手当の見直し 公布の日（令和 4 年 3 月 15 日遡及適用）</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 人事課

項 目	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由</p> <p>人事院規則の改正等に伴い、国における非常勤職員の育児休業等の取得要件が改正されることから、人事委員会の報告を踏まえ、県の非常勤職員においても同様の措置をするなど、所要の改正をしようとするもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 非常勤職員が育児休業等を取得することが認められる要件のうち、1年以上の在職期間の要件の廃止</p> <p>(2) 職員から妊娠・出産の申出があった場合における措置、勤務環境の整備に係る措置の規定の追加</p> <p>※ 「企業職員の育児休業等に関する条例」及び「病院事業職員の育児休業等に関する条例」についても、同様の改正を行う。</p> <p>3 効果・影響</p> <p>非常勤職員等の育児休業等の取得促進</p> <p>4 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 財政課

項 目	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由	<p>県が処理する事務に係る手数料について、行政コスト等を勘案し改正する等、所要の改正をするもの</p>
2 内容	<p>(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の標準額の改定に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none">・行政書士試験手数料 7,000円 → 10,400円・電気工事士免状書換え手数料 2,100円 → 2,700円・宅地建物取引士資格試験手数料 7,000円 → 8,200円 <p>(2) 技能検定試験の2級及び3級の実技試験における受検料減免措置の対象者の変更</p> <p>(3) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に伴う手数料の新設</p>
3 施行日	<p>令和4年4月1日</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 税務課

項 目	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由 現行の県税の特別措置が本年度末に適用期限を迎えるため <背景・必要性> 本県への企業の本社機能の移転等の促進を通じた就業の機会の創出及び経済基盤の強化を引き続き図る必要がある。</p>
2	<p>内容 不動産取得税及び事業税を軽減する特別措置の適用期限について、関係法令の2年間延長に準じて延長する。 令和4年3月31日 → 令和6年3月31日（2年間） <制度の概要></p> <p>（1）対象要件 本社機能を有する事務所、研究所、研修所の移転又は拡充</p> <p>（2）対象税目 ①不動産取得税：新増設した家屋、敷地の取得に係る部分を軽減 ②事業税（個人・法人）：増加従業者数の割合等に応じて3年間軽減</p> <p>（3）対象区域 地域再生法を踏まえた特別措置に加え、同法の対象外となっている区域についても独自に不均一課税措置を講じることで、県内全域を対象</p>
3	<p>効果・影響 本県への企業の本社機能の移転等を促進することにより、新たな就業の機会の創出及び地域の活力の向上を図ることができる。</p>
4	<p>施行日 公布の日</p>
5	<p>参考事項 適用実績（平成28年3月～令和3年12月の累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21社が本制度を活用 ・免除税額 不動産取得税 187,464千円 法人事業税 3,863千円 ・増加従業者数 542人

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 市町村課

項 目	茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例【一部改正】						
1	<p>改正の理由</p> <p>住民基本台帳法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号の規定に基づき本人確認情報を利用することができる事務を定めるもの</p> <p>※ 本人確認情報：住民票に記載される氏名、住所等。住民基本台帳ネットワークシステムを用いて利用</p>						
2	<p>改正の目的</p> <p>本人確認情報を利用することができる事務を追加するため所要の改正を行うもの</p>						
3	<p>背景・必要性</p> <p>今回追加しようとする事務の処理に際し、市町村に住民票の写しの交付を請求する件数が増加しており、効率化を図る必要があるため</p>						
4	<p>内容</p> <p>児童福祉法第 56 条第 2 項の規定に基づき保護者等から徴収できる次の費用のうち、当該保護者等が住所不明のため未収となっているものの徴収に関する事務を、本人確認情報を利用することができる事務として追加するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が児童を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させたときに要する費用 ・ 肢体不自由のある児童及び重症心身障害児を指定発達支援医療機関に入院させ、治療を委託する際に要する費用 ・ 県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用 等 						
5	<p>効果・影響</p> <p>住民票の写しの交付の請求が不要となり、事務処理が効率化される。</p>						
6	<p>施行日</p> <p>公布の日</p>						
7	<p>参考事項</p> <p>本人確認情報利用実績(令和 2 年度)</p> <p style="text-align: right;">(件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">住民基本台帳法で定める事務 (32 事務)</td> <td style="text-align: center;">457, 570</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法施行条例で 定める事務 (45 事務)</td> <td style="text-align: center;">5, 060</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 (77 事務)</td> <td style="text-align: center;">462, 630</td> </tr> </tbody> </table>	住民基本台帳法で定める事務 (32 事務)	457, 570	住民基本台帳法施行条例で 定める事務 (45 事務)	5, 060	計 (77 事務)	462, 630
住民基本台帳法で定める事務 (32 事務)	457, 570						
住民基本台帳法施行条例で 定める事務 (45 事務)	5, 060						
計 (77 事務)	462, 630						

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 出資団体指導・行政監察室

項 目	包括外部監査契約の締結について		
1	<p>予算額 16,500千円</p>		
2	<p>現況・課題</p> <p>(1) 地方自治法に基づき、平成11年4月から、県の組織に属さない外部監査人が特定のテーマを定め、県の財務等について毎年度監査を行うことが義務付けられている。</p> <p>(2) 外部監査人の資格は、弁護士、公認会計士、監査等実務精通者又は税理士とされている（地方自治法第252条の28①・②）。</p> <p>(3) 同一の外部監査人とは連続して4回契約することができない（地方自治法第252条の36④）。</p>		
3	<p>必要性・ねらい</p> <p>外部監査制度は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の行政の適正な運営を確保する必要があるため、以下の観点から設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化 ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保 		
4	<p>内容</p> <p>地方自治法の規定に基づき、公認会計士 小笠原隆氏と包括外部監査契約を締結しようとするものである。</p> <p style="text-align: center;">[包括外部監査契約のフロー]</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[監査委員] -- ① 契約に関する意見 --> B[知事] B -- ② 議案提出 --> C[議会] C -- ③ 議決 --> B B -- ④ 契約の締結 --> D[包括外部監査人] </pre> </div>		
5	<p>参考事項</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○契約</p> <p>H11～H13 公認会計士 衣笠 秀夫</p> <p>H14～H16 税 理 士 安 四郎</p> <p>H17～H19 公認会計士 今野 利明</p> <p>H20～H22 税 理 士 池谷 達郎</p> <p>H23～H25 公認会計士 小林 保弘</p> <p>H26～H28 税 理 士 池田 雄一</p> <p>H29～R 1 公認会計士 蛭田 清人</p> <p>R 2・R 3 税 理 士 坂本 和重</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○小笠原隆氏経歴</p> <p>H15～H29 新日本監査法人 (現・E Y新日本有限責任監査法人)</p> <p>H18 公認会計士登録</p> <p>H23 県包括外部監査補助者</p> <p>H29 小笠原隆公認会計士事務所開設、税理士登録</p> </td> </tr> </table> <p>○監査テーマ</p> <p>R 1 港湾事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>R 2 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>R 3 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について</p>	<p>○契約</p> <p>H11～H13 公認会計士 衣笠 秀夫</p> <p>H14～H16 税 理 士 安 四郎</p> <p>H17～H19 公認会計士 今野 利明</p> <p>H20～H22 税 理 士 池谷 達郎</p> <p>H23～H25 公認会計士 小林 保弘</p> <p>H26～H28 税 理 士 池田 雄一</p> <p>H29～R 1 公認会計士 蛭田 清人</p> <p>R 2・R 3 税 理 士 坂本 和重</p>	<p>○小笠原隆氏経歴</p> <p>H15～H29 新日本監査法人 (現・E Y新日本有限責任監査法人)</p> <p>H18 公認会計士登録</p> <p>H23 県包括外部監査補助者</p> <p>H29 小笠原隆公認会計士事務所開設、税理士登録</p>
<p>○契約</p> <p>H11～H13 公認会計士 衣笠 秀夫</p> <p>H14～H16 税 理 士 安 四郎</p> <p>H17～H19 公認会計士 今野 利明</p> <p>H20～H22 税 理 士 池谷 達郎</p> <p>H23～H25 公認会計士 小林 保弘</p> <p>H26～H28 税 理 士 池田 雄一</p> <p>H29～R 1 公認会計士 蛭田 清人</p> <p>R 2・R 3 税 理 士 坂本 和重</p>	<p>○小笠原隆氏経歴</p> <p>H15～H29 新日本監査法人 (現・E Y新日本有限責任監査法人)</p> <p>H18 公認会計士登録</p> <p>H23 県包括外部監査補助者</p> <p>H29 小笠原隆公認会計士事務所開設、税理士登録</p>		

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 管財課

項 目	県有施設管理業務支援事業【新規】
1 予算額	594,861千円
2 現況・課題等	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、県有施設については、昨年8月～9月の緊急事態宣言等により、休館（利用制限）を実施した。</p> <p>県有施設の休館により休業を余儀なくされた施設入居事業者、及び県有施設の指定管理者等については、施設の円滑な管理運営を図るための支援が必要となっている。</p>
3 事業の内容	<p>(1) 事業の概要</p> <p>①施設入居事業者</p> <p>県有施設の休館により収入が減少した施設の入居事業者に対し、減収相当額を支援する。</p> <p>※ 休館期間（昨年8月～9月）の収支と、コロナ前直近2年（平成30年度、令和元年度）の同月の平均収支を比較し、減額分を支援</p> <p>②指定管理者等</p> <p>指定管理に関する基本協定書等に基づき、休館した県有施設の指定管理者等に対し、赤字相当額等を支援する。</p> <p>※ 令和3年度の年間収支の赤字相当額等を支援</p> <p>(2) 支援対象者、支援金額等</p> <p>①施設入居事業者</p> <p>15施設65事業者、94,861千円</p> <p>※ アクアワールド茨城県大洗水族館、カシマサッカースタジアム等に 入居する飲食店事業者等</p> <p>※ 令和4年度に一部繰越（申請手続き遅延対応）</p> <p>②指定管理者等</p> <p>40施設26事業者、500,000千円</p> <p>※ アクアワールド茨城県大洗水族館、カシマサッカースタジアム、つくば国際会議場等</p> <p>※ 令和4年度に全額繰越（各施設の決算確定後に支援額を決定）</p>

令和 4 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料
(条例新旧対照表)

1	第 24 号議案	茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	2
2	第 25 号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
3	第 26 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5
4	第 27 号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	6
5	第 28 号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	9
6	第 29 号議案	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例	19
7	第 30 号議案	茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	20

令和 4 年 3 月 10 日

総 務 部

○茨城県行政組織条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(部の設置)</p> <p>第2条 法第158条第1項の規定により、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>保健医療部</u></p> <p>(6) <u>福祉部</u></p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>保健医療部</u> <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>(6) <u>福祉部</u> <u>ア 社会福祉に関すること。</u> <u>イ 社会保障に関すること。</u></p> <p>(7)～(11) 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第2条 法第158条第1項の規定により、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>保健福祉部</u> <u>(新設)</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>保健福祉部</u> <u>ア 保健衛生に関すること。</u> <u>イ 社会福祉に関すること。</u> <u>ウ 社会保障に関すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)～(10) 略</p>

職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4及び付則第20項において「特定幹部職員」という。)にあつては <u>100分の100</u> を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては <u>100分の62.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の62.5</u>」とあるのは「<u>100分の32.5</u>」とする。</p> <p>4 ～ 6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4及び付則第20項において「特定幹部職員」という。)にあつては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては <u>100分の67.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の67.5</u>」とあるのは「<u>100分の35</u>」とする。</p> <p>4 ～ 6 略</p>

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）新旧対照表【第3条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）新旧対照表【第4条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(福祉業務手当)</p> <p>第4条 福祉業務手当は、県民センター、福祉相談センター、児童相談所又は婦人保護施設に勤務する職員のうち、人事委員会規則で定める職員が、社会福祉に関する業務のうち、人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき <u>1,000円</u> の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p>	<p>(福祉業務手当)</p> <p>第4条 福祉業務手当は、県民センター、福祉相談センター、児童相談所又は婦人保護施設に勤務する職員のうち、人事委員会規則で定める職員が、社会福祉に関する業務のうち、人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき <u>580円</u> の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p>

改正案	現行
<p>(警察業務手当)</p> <p>第22条 警察業務手当は、地方警察職員(管理職手当の支給を受けているものを除く。)が、次の各号に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 防弾装備を着用し、及び武器を携帯して行う次に掲げる作業</p> <p>ア <u>銃砲等(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第3条に規定する銃砲等をいう。以下同じ。)</u>又は銃砲等の疑いのある物が使用されている犯罪現場における被疑者の逮捕等の作業</p> <p>イ <u>銃砲等</u>を使用した被疑者又は<u>銃砲等</u>を所持する被疑者の逮捕作業(アに掲げるものを除く。)</p> <p>ウ アの作業に付随して行われる固定配置の作業</p> <p>エ イの作業(<u>銃砲等</u>を使用した被疑者の逮捕作業に限る。)に付随して行われる固定配置の作業</p> <p>オ <u>銃砲等</u>が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業</p> <p>カ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う身辺警戒又は固定警戒の作業</p> <p>(17)～(18) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 前項第16号の作業 1日につき 1,640円の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(16) 略</p>	<p>(警察業務手当)</p> <p>第22条 警察業務手当は、地方警察職員(管理職手当の支給を受けているものを除く。)が、次の各号に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 防弾装備を着用し、及び武器を携帯して行う次に掲げる作業</p> <p>ア <u>銃器</u> 又は銃器の疑いのある物が使用されている犯罪現場における被疑者の逮捕等の作業</p> <p>イ <u>銃器</u>を使用した被疑者又は<u>銃器</u>を所持する被疑者の逮捕作業(アに掲げるものを除く。)</p> <p>ウ アの作業に付随して行われる固定配置の作業</p> <p>エ イの作業(<u>銃器</u>を使用した被疑者の逮捕作業に限る。)に付随して行われる固定配置の作業</p> <p>オ <u>銃器</u>が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業</p> <p>カ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止ために行う身辺警戒又は固定警戒の作業</p> <p>(17)～(18) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 前項第16号の作業 1日につき 1,640円の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(16) 略</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条）

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p><u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <hr/> <hr/>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u></p> <p><u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する</p> <p><u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p>
<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第32条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第33条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第34条 略</p>	<p>第32条 略</p>

企業職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条）

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(4) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第18条 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(4) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>
<p>第19条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	

病院事業職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条）

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(4) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第18条 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</p> <p>採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(4) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>
<p>第19条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第7条 略 別表第1(第2条第1項関係)			第1条～第7条 略 別表第1(第2条第1項関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～275 略			1～275 略		
276 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	2,700円	276 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	2,100円
277～282 略			277～282 略		
283 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法が基準に適合していることについての認定の申請に対する審査	保安確保機器の設置管理の方法基準適合認定申請手数料	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合は55,000円、1,000戸以上10,000戸未満の場合は80,000円、10,000戸以上の場合は98,000円	283 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法が基準に適合していることについての認定の申請に対する審査	保安確保機器の設置管理の方法基準適合認定申請手数料	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合は55,000円、1,000戸以上10,000戸未満の場合は80,000円、10,000戸以上の場合は110,000円
284 略			284 略		

285 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の申請に対する審査	貯蔵施設又は特定供給設備変更許可申請手数料	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
286～357 略		
358 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下この項において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査	畜舎建築利用計画認定申請手数料	畜舎等(法第2条第1項に規定する畜舎等をいう。次項において同じ。)の建築等(法第2条第2項に規定する建築等をいう。次項において同じ。)に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは212,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは348,000円、50,000平方メートルを超えるときは605,000円とする。

285 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の申請に対する審査	貯蔵施設又は特定供給設備変更許可申請手数料	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
286～357 略		
358 削除		

358 の 2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	畜舎建築利用計画変更認定申請手数料	畜舎等の建築等に係る部分の床面積の合計(当該畜舎建築利用計画の変更面に係る部分の床面積の2分の1に、床面積が増加する場合にあっては当該増加する部分の床面積を加えた面積とする。)が1,500平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは105,000円、3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは212,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは348,000円、50,000平方メートルを超えるときは605,000円とする。
359～487 略		

別表第2～別表第4 略
別表第5(第3条関係)

指定試験機関等	試験等	名称	金額
1 行政	行政書士試験	行政書士試験	10,400円

(新設)		
359～487 略		

別表第2～別表第4 略
別表第5(第3条関係)

指定試験機関等	試験等	名称	金額
1 行政	行政書士試験	行政書士試験	7,000円

書士(昭和26年法律第44号)第1項の規程が施行されることとなる者		手数料	
2～3 の 6 略			
4 ガス保安法第31条第1項の規程が施行されることとなる高圧ガス製造責任者試験	高圧ガス製造責任者試験	高圧ガス製造責任者試験手数料	(1) 高圧ガス製造責任者試験については、学免等とは異なる。試験の種類により、11,600円(情報通信技術活用推進法第151条第1項)又は11,600円(情報通信技術活用推進法第151条第2項)となる。

書士(昭和26年法律第44号)第1項の規程が施行されることとなる者		手数料	
2～3 の 6 略			
4 ガス保安法第31条第1項の規程が施行されることとなる高圧ガス製造責任者試験	高圧ガス製造責任者試験	高圧ガス製造責任者試験手数料	(1) 高圧ガス製造責任者試験については、学免等とは異なる。試験の種類により、9,300円(情報通信技術活用推進法第151条第1項)又は9,300円(情報通信技術活用推進法第151条第2項)となる。

をせとた 務わこし 事行ると者			条のよによる報織し願出合電処に験提場いには、 6項に項す情組用験提場「報織受をると」は、 第1定同定子理使用をる下情組り書す。つては、 号)第規り規電処をて書す(以子理よ願出合うあ 11,100円), 丙責任にのは円報織受をるに 花者係の10,300円(電処に験提場あつては、 乙責状もき9,800円), 種者係の 11,600円
-----------------------	--	--	--

をせとた 務わこし 事行ると者			条のよによる報織し願出合電処に験提場いには、 6項に項す情組用験提場「報織受をると」は、 第1定同定子理使用をる下情組り書す。つては、 号)第規り規電処をて書す(以子理よ願出合うあ 8,800円), 丙責任にのは円報織受をるに 花者係の8,700円(電処に験提場あつては、 乙責状もき8,200円), 種者係の 9,300円
-----------------------	--	--	---

			報織受をるに、 情組り書す合つては、 (電処に験提場あつては、 11,100円), 第二種者係の 11,600円(電処に験提場あつては、 11,100円), 第三種者係の 10,300円(電処に験提場あつては、 9,800円)ガ主 (2) 任
--	--	--	---

			報織受をるに、 情組り書す合つては、 (電処に験提場あつては、 8,800円), 第二種者係の 9,300円(電処に験提場あつては、 8,800円), 第三種者係の 8,700円(電処に験提場あつては、 8,200円)ガ主 (2) 任
--	--	--	---

せとた業開 わこし職力協 行ると具能発			<p>働第。こにて「い第の検種に 勞令号下項い省。条の職と 年省24以のお「とう623定こ18,200 令条の検区2受(出管び認昭年 省623能のがの者国及民法26 第の技定分級検入理難定和政 319表のの資も在る下項い 別1欄留をてす(以のお イ</p>
---------------------------	--	--	--

せとた業開 わこし職力協 行ると具能発			<p>働第。こにて「い第の検種に 勞令号下項い省。条の職と 年省24以のお「とう623定こ18,200 令条の検区2受(出管び認昭年 省623能のがの者国及民法26 第の技定分級検入理難定和政 319表のの資も在る下項い 別1欄留をてす(以のお イ</p>
---------------------------	--	--	--

			<p>者いを)3受(法条3公業開設法 格。くはの者15第の職力及び 資とう除又級検第の項共能発 及第第の能発大の生157第 のに課普業又項号く3規基 專期若</p>
--	--	--	---

			<p>者いを)3受(法条3公業開設法 格。くはの者15第の職力及び 資とう除又級検第の項共能発 及第第の能発大の生157第 のに課普業又項号く3規基 專期若</p>
--	--	--	---

			<p>用課高業をて者除、25職練の生しるび157項号定づ期の職練同2し第のにく短程く用課高業 応期の職練ける。第の訓設練職い及第の11規基短程通訓は第若は号定づ門課し応期の職 は短程度訓受いをく法条業施訓(就て者法条第第のにく課普業又項号く3規基専期若は短程度</p>
--	--	--	--

			<p>用課高業をて者除、25職練の生しるび157項号定づ期の職練同2し第のにく短程く用課高業 応期の職練ける。第の訓設練職い及第の11規基短程通訓は第若は号定づ門課し応期の職 は短程度訓受いをく法条業施訓(就て者法条第第のにく課普業又項号く3規基専期若は短程度</p>
--	--	--	--

			<p>をて者除、教昭年第第の学等学法条期に以のお同、支校第第の部限、及等学び法24専校同第 練ける。校法22律号条等中育(同66後程。こにて)。別学法条項等。学高門並同1の学び 訓受いをく学育和法261高校、教校第の課限下項いじ特援(同762高にる大び専校に第条修及法</p>
--	--	--	--

			<p>をて者除、教昭年第第の学等学法条期に以のお同、支校第第の部限、及等学び法24専校同第 練ける。校法22律号条等中育(同66後程。こにて)。別学法条項等。学高門並同1の学び 訓受いをく学育和法261高校、教校第の課限下項いじ特援(同762高にる大び専校に第条修及法</p>
--	--	--	--

規よ事地取資験施す務わこし
のに知宅物士試実関事行ると者
項定りが建引格のなるをせとた

規よ事地取資験施す務わこし
のに知宅物士試実関事行ると者
項定りが建引格のなるをせとた

茨城県証紙条例新旧対照表（付則改正）

改正案	現行
別表(第 2 条関係) 1～168 略 <u>169 畜舎建築利用計画認定等申請手数料</u>	別表(第 2 条関係) 1～168 略 <u>(新設)</u>

改正案	現行
<p>(地方活力向上地域以外の地域等における事業税の不均一課税)</p> <p>第5条 地方活力向上地域以外の地域等において条例対象業務施設の用に供する設備であって規則で定めるもの(以下「条例対象特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に、前条第3項の規定に基づき、条例対象事業計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、条例対象特別償却設備を新設し、又は増設した者に限る。以下「条例対象特別償却設備設置者」という。)については、個人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する年以後3年の各年、法人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち第2条第1項の規定の例により計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にかかわらず、これらの規定に定める率に0.75を乗じて得た率とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(地方活力向上地域以外の地域等における事業税の不均一課税)</p> <p>第5条 地方活力向上地域以外の地域等において条例対象業務施設の用に供する設備であって規則で定めるもの(以下「条例対象特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間に、前条第3項の規定に基づき、条例対象事業計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、条例対象特別償却設備を新設し、又は増設した者に限る。以下「条例対象特別償却設備設置者」という。)については、個人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する年以後3年の各年、法人にあつては当該条例対象特別償却設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち第2条第1項の規定の例により計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にかかわらず、これらの規定に定める率に0.75を乗じて得た率とする。</p> <p>2 略</p>

令和 4 年第 1 回定例会 総務企画委員会説明資料

1	令和 3 年度包括外部監査の結果及び今後の対応について	2
2	「第 37 回読売新聞社杯全日本選抜競輪 (G I)」の開催結果について	3
3	新しい県総合計画 第 4 部「挑戦する県庁」への変革 (案) について (総務部関連部分)	4
4	令和 2 年度茨城県の財務書類の概要について	6
5	財政収支見通し	10
6	公共施設等総合管理計画の改訂について	12
7	ネーミングライツの募集結果等について	14
8	(株) 茨城放送に係る県保有株式の譲渡について	15

令和 4 年 3 月 10 日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部出資団体指導・行政監察室

項目	令和3年度包括外部監査の結果及び今後の対応について
1 監査の実施経過	
(1) 監査テーマ	債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について
(2) 監査対象機関	38機関（総務部(4) 県民生活環境部(1) 保健福祉部(12) 立地推進部(2) 産業戦略部(2) 農林水産部(4) 土木部(3) 企業局(2) 病院局(4) 教育庁(3) 警察本部(1)）
(3) 監査の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理体制が法令等に従い適正に整備・運用されているか。 ・債権の調定・回収、収入未済額の状況把握と対策、債権の保全手続、長期延滞債権の回収対応策、不納欠損処理を適切に実施しているか。等
(4) 監査実施期間	令和3年7月13日 ～ 令和4年2月25日
(5) 包括外部監査人	さかもと かずしげ 坂本 和重（税理士）
2 監査結果	
(1) 指摘・意見の件数	188件（指摘：63件、意見：125件）
(2) 主な共通的指摘・意見	
区分	指摘・意見の内容
指摘	【債務者・連帯保証人への適切な対応】 ○ 履行期限（納期限）までに履行（納付）されなかった場合は、債務者に対し期日を指定して督促すべきである。また、連帯保証人にも請求すべきである。 ○ 債務者・連帯保証人に対して催告すべき事象が発生していても催告手続が遅れるケースがある。督促指定期日までに納付されなかった場合には、債務者・連帯保証人に対して適時的確に催告すべきである。
指摘	【遅延損害金及び違約金の取扱いの明確化・統一化】 ○ 個々の債権ごとに遅延損害金・違約金の有無、その取扱い等について実態調査を実施の上、債権回収における元本回収のあり方等の課題を検証して取扱いを明確化し、全庁的に統一された取扱いをすべきである。
指摘	【安易な分割納付の制限】 ○ 分割納付については、法的根拠がないことから、極めて長期間になる分割納付計画が承認されているケースがある。分割納付は、滞納初期段階における短期間に限り認めるなど、安易に適用しないようにすべきである。
意見	【「債権管理の基本について」の改定の必要性】 ○ 県の債権管理のマニュアルである「債権管理の基本について」は、民法の改正事項を織り込んだものではないため、記載事項の改定が必要である。また、債権管理の担当者にとって債権管理を体系的に理解できるように、基本的事項、必要な書式、具体的課題等を含んだ内容への見直しを検討すべきである。
意見	【債務者の支払能力に関する県の認識の見直し】 ○ 債務者が県より他の債権者への支払を優先している実態や、弁護士法人が督促した場合の良好な回収状況を勘案すると、延滞債権の回収可能性の判断には甘さがあり、債務者の実態を的確に把握できていない事案もある。債務者に対する支払能力の判断は、必ずしも実態を反映していない場合もあるとの認識を持ち、所管課は所定の回収手続を粛々と実施すべきである。
※指摘 …違法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの 意見 …包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの	
3 今後の対応	
時期	内容
3月～5月	監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告
7月下旬	監査委員による改善措置の公表

総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項目	「第37回読売新聞社杯全日本選抜競輪（G I）」の開催結果について																																					
1 結果概要	<p>令和4年2月20日（日）から23日（水・祝）の4日間、取手競輪場では平成28年度の初開催以来、2度目のG I レース※「第37回読売新聞社杯全日本選抜競輪」を開催した。</p> <p>開催に当たっては、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、収容人員の50%以下とする入場制限のほか、会場内で予定していた表彰式等の式典や著名人ゲストが出演するイベント等を中止とする措置を行ったものの、期間中は概ね天候にも恵まれ、大きな事故やトラブルもなく無事終了した。</p> <p>※ 競輪競走の最上位グレード「G I」に位置付けられるレースで、全国の競輪ファンが注目する大会</p>																																					
2 開催結果	<p>(1) 優勝選手 ^{こしろう} 古性 優作（日本競輪選手会大阪支部）</p> <p>(2) 車券売上額、入場者数</p> <p>① 売上額：91.3億円（目標額：90億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度開催された4日制のG I レースの中で最高額 <p>② 入場者数：3,894人</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場制限の実施により事前応募抽選で当選した2,400人（4日間共通）のみ入場可とした。 <p>(参考) 令和3年度 4日制G I の車券売上、入場者数の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">開催場</th> <th rowspan="2">開催日</th> <th colspan="2">車券売上額</th> <th colspan="2">入場者数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前年比</th> <th></th> <th>入場制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松宮記念杯</td> <td>岸和田</td> <td>6/17～20</td> <td>81.0億円</td> <td>114.7%</td> <td>5,765人</td> <td>3日目から無観客開催</td> </tr> <tr> <td>寛仁親王牌</td> <td>弥彦</td> <td>10/21～24</td> <td>79.9億円</td> <td>93.6%</td> <td>3,953人</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>全日本選抜競輪</td> <td>取手</td> <td>2/20～23</td> <td>91.3億円</td> <td>103.7%</td> <td>3,894人</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和2年度全日本選抜競輪（川崎）実績：売上 88.1億円、入場者 0人（無観客開催）</p> <p>(3) 本県PR</p> <p>① メディア広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上波テレビにおいて、決勝レースの生中継や地元選手の取材VTRを放映 その他CS放送番組、インターネット配信番組、新聞、ラジオ等を通じた広報活動を展開 <p>② 県産品の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 優勝選手の副賞や車券購入者向けのキャンペーン賞品として、常陸牛等の県産品を贈呈 本県産の花（チューリップやパンジー等）により、バンク中央付近にて歓迎装飾を実施 本県PRブースを設け、観光、物産、サイクルツーリズム等の情報提供や、干しいも、水戸の梅などの販売を実施 						名称	開催場	開催日	車券売上額		入場者数			前年比		入場制限	高松宮記念杯	岸和田	6/17～20	81.0億円	114.7%	5,765人	3日目から無観客開催	寛仁親王牌	弥彦	10/21～24	79.9億円	93.6%	3,953人	有	全日本選抜競輪	取手	2/20～23	91.3億円	103.7%	3,894人	有
名称	開催場	開催日	車券売上額		入場者数																																	
				前年比		入場制限																																
高松宮記念杯	岸和田	6/17～20	81.0億円	114.7%	5,765人	3日目から無観客開催																																
寛仁親王牌	弥彦	10/21～24	79.9億円	93.6%	3,953人	有																																
全日本選抜競輪	取手	2/20～23	91.3億円	103.7%	3,894人	有																																

項目	新しい県総合計画 第4部「挑戦する県庁」への変革（案）について （総務部関連部分）
<p>1 計画（案）の概要（詳細は次頁参照）</p> <p>(1) 名称 第2次茨城県総合計画 第4部「挑戦する県庁」への変革</p> <p>(2) 趣旨 将来構想に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた全ての施策展開を支える基盤として、今後（令和4年度から）の4年間に おける行財政運営の主な取組等を示す。</p> <p>(3) 基本方針 未来に希望の持てる新しい茨城づくりに向けて 「挑戦する県庁」への変革</p> <p>(4) 基本姿勢 「県民本位」、「積極果敢」、「選択と集中」</p> <p>(5) 取組の柱 取組Ⅰ 挑戦できる体制づくり、取組Ⅱ 未来志向の財政運営</p>	
<p>2 主な改定内容</p> <p>○ 新たに「求められる職員像」とともに、県庁の職場文化の変革を図るため、「女性職員の積極的登用」等を明記</p> <div data-bbox="225 869 1501 1151" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>求められる職員像</p> <p>挑戦：時代に応じた県民ニーズを的確に捉え、失敗を恐れず果敢に挑戦する職員</p> <p>スピード感：未来を展望した政策展開につながるよう、常にスピード感を持ち、行政課題に対応する職員</p> <p>幅広い視野と発想力：固定観念にとらわれない新たな発想を持ち、将来の予測が困難な「非連続の時代」に対応する職員</p> </div> <p>○ 台風被害や新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえ、「感染症や自然災害等の危機管理に対応できる機動的かつ柔軟な組織体制づくり」を明記</p> <p>○ 県庁業務のDXをより一層推進するため、新たな政策項目として、「スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」を追加するとともに、「目指すスマート自治体像」を明記</p> <div data-bbox="225 1384 1501 1576" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目指すスマート自治体像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用して、職員が効果的かつ効率的に仕事に取り組み、県民のためにより価値のある行政サービスを将来にわたり持続可能な形で提供できる自治体 ・県民があらゆる行政手続をいつでもどこでもオンラインでできる自治体 </div>	
<p>3 策定経過等</p> <p>(1) 総合計画審議会の開催（3月10日現在 4回開催） 諮問：令和3年10月28日 答申：令和4年3月下旬</p> <p>(2) 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会における審議（3月10日現在 9回開催） 調査報告（最終提言）：令和3年12月7日</p> <p>(3) パブリックコメントの実施 期間：令和4年2月4日～2月18日（15日間） 意見の募集方法：県HPへの掲載、計画推進課及び各県民センターでの閲覧</p>	

新しい県総合計画 第4部「挑戦する県庁」への変革（案）（概要）

基本方針	未来に希望の持てる新しい茨城づくりに向けて 「挑戦する県庁」 への変革
基本姿勢	県民本位 ▶ 「県民のためになっているか」を常に考え、政策を実行します。
	積極果敢 ▶ 横並び意識を打破し、失敗を恐れず積極果敢に挑戦します。
	選択と集中 ▶ 目的を見据えて選択と集中を徹底し、経営資源を最大限効果的に活用します。

I 挑戦できる体制づくり

政策1 「人財」の育成と実行力のある組織づくり

施策(1) 失敗を恐れずに挑戦する多様な「人財」の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「人財」育成（女性職員の活躍推進、民間企業への派遣の拡大、職員研修の充実等） ・「人財」確保（社会人経験者採用の推進、障害者の雇用促進、民間との積極的な人事交流等）
施策(2) スピード感を持って挑戦する実行力のある組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・積極果敢に挑む組織づくり（感染症や自然災害等の危機管理に対応できる機動的かつ柔軟な組織体制づくり） ・県民本位の行政サービスの提供

政策2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

施策(1) 県庁DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した業務改革 ・DX推進のための人財の育成と意識改革
施策(2) DXによる県民の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・県民サービスの充実

政策3 働き方改革の推進

施策 職員が意欲を持って仕事ができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で柔軟な働き方の推進 ・仕事の生産性の向上
-------------------------	---

政策4 多様な主体と連携した県政運営

施策 多様な主体と連携した県政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民間との連携・協働強化 ・国や他都道府県、市町村との連携強化
-------------------	--

II 未来志向の財政運営

政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立

施策(1) 「選択と集中」による戦略的な予算編成	<ul style="list-style-type: none"> ・好循環を生み出す施策への重点配分 ・スクラップ・アンド・ビルドの徹底と事務事業の効率化 ・公共投資の重点化・効率化等
施策(2) 将来にわたって発展可能な健全な財政構造の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い手法による財源の確保 ・公営企業会計・特別会計の健全化の推進 ・財政健全化目標の設定と財政状況の見える化

政策2 出資団体改革の推進

施策 出資団体改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出資団体のあり方の見直し ・経営健全化の推進 ・自主的な経営の推進
--------------	--

令和2年度茨城県の財務書類の概要

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成12年度（平成11年度決算）から財務書類の作成に取り組んでいます。平成21年度（平成20年度決算）からは、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成29年度（平成28年度決算）からは、国の要請（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月付け総務大臣通知））に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行財政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

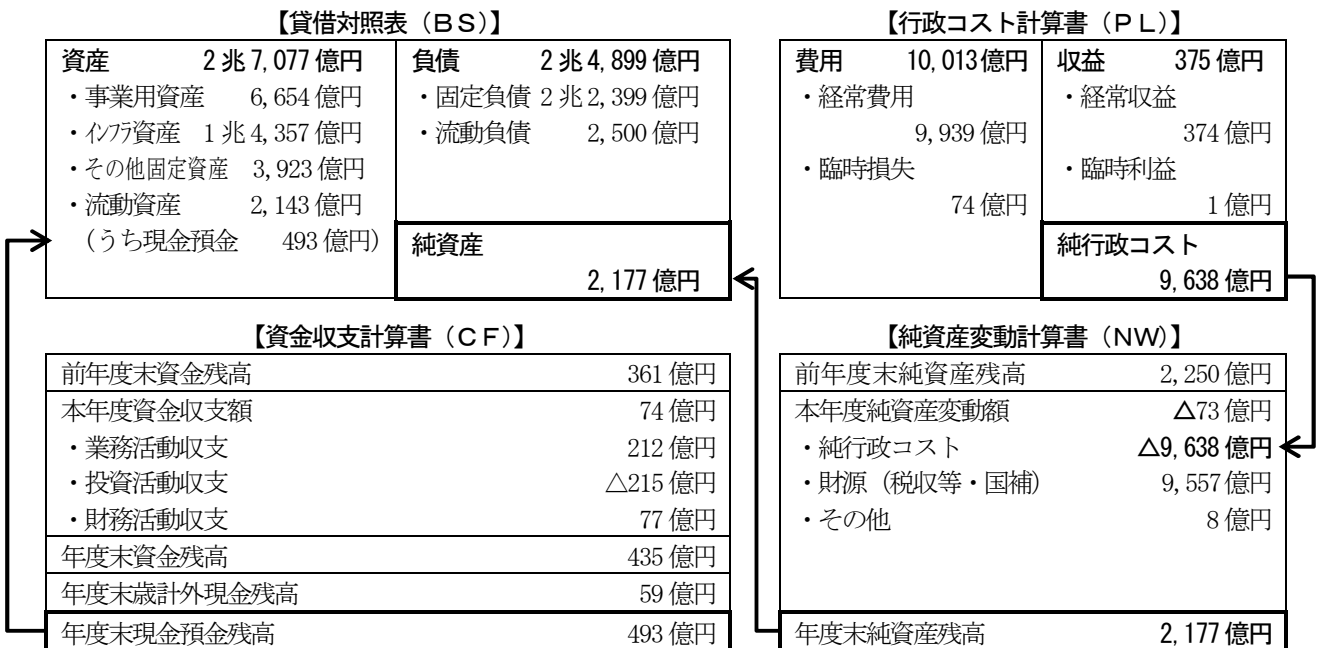
II 財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表 (バランスシート)	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産（資産）を保有し、その財産（資産）がどのような財源（負債・純資産）で賄われているのかを表示したもの ⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書	行政サービスにかかった費用（経常行政コスト）と、その直接の対価として得られた手数料等（経常収益）を対比したもの ⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書 (キャッシュフロー計算書)	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒実際の資金の流れや残高状況を把握

※ 「行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成する財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税収や補助金等収入は計上しないこととされているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回ることとなり、「純行政コスト」が生じています。

2 財務書類の相関関係（数値は一般会計等）



※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。（以下同じ）

Ⅲ 財務書類の概要（一般会計等）

1 貸借対照表の状況

（単位：億円）

科目名	R2	R1	増減
【資産の部】	27,077	27,161	△ 84
固定資産	24,934	25,177	△ 243
有形固定資産	21,178	21,212	△ 34
事業用資産	6,654	6,732	△ 78
インフラ資産	14,357	14,315	42
物品	167	165	2
無形固定資産	2	4	△ 2
投資その他の資産	3,754	3,961	△ 207
投資及び出資金	1,608	1,601	7
投資損失引当金	△ 83	△ 83	0
長期延滞債権	330	334	△ 4
長期貸付金	909	1,310	△ 401
基金	1,257	1,068	189
徴収不能引当金	△ 268	△ 268	0
流動資産	2,143	1,984	159
現金預金	493	416	77
未収金	30	22	8
短期貸付金	103	109	△ 6
基金	779	688	91
棚卸資産	742	752	△ 10
徴収不能引当金	△ 3	△ 3	0

科目名	R2	R1	増減
【負債の部】	24,899	24,911	△ 12
固定負債	22,399	21,785	614
地方債	19,930	19,229	701
長期未払金	1	1	0
退職手当引当金	2,459	2,550	△ 91
損失補償等引当金	8	5	3
流動負債	2,501	3,125	△ 624
1年内償還予定地方債	2,243	2,867	△ 624
未払金	-	-	-
賞与等引当金	198	204	△ 6
預り金	59	55	4
【純資産の部】	2,177	2,250	△ 73
【負債・純資産合計】	27,077	27,161	△ 84

【ポイント】

- ・令和2年度における資産合計は、2兆7,077億円、負債合計は2兆4,899億円、純資産は2,177億円となっています。
 - ・資産の内訳は、事業用資産6,654億円、インフラ資産1兆4,357億円、投資その他の資産3,754億円、流動資産2,143億円等となっています。
 - ・負債の内訳は、固定負債2兆2,399億円、流動負債2,501億円となっており、その内、県債残高は2兆2,173億円となっています。
- <前年度からの主な増減>
- ・資産：84億円減少（減価償却による有形固定資産の減、償還計画に基づく長期貸付金の減等）
 - ・負債：12億円減少（退職手当引当金の減等）

2 行政コスト計算書の状況

（単位：億円）

科目名	R2	R1	増減
経常費用(A)	9,939	8,462	1,477
業務費用	5,681	5,175	506
人件費	3,132	3,168	△ 36
物件費等	2,378	1,815	563
物件費	1,147	711	436
維持補修費	688	579	109
減価償却費	543	525	18
その他の業務費用	171	192	△ 21
移転費用	4,259	3,287	972
補助金等	3,842	2,869	973
他会計への繰出金	250	263	△ 13
その他	167	156	11

科目名	R2	R1	増減
経常収益(B)	374	378	△ 4
使用料及び手数料	170	197	△ 27
その他	204	181	23
純経常行政コスト(A-B)(C)	9,566	8,084	1,482
臨時損失(D)	74	56	18
臨時利益(E)	1	49	△ 48
純行政コスト(C+D-E)	9,638	8,090	1,548

【ポイント】

- ・令和2年度の行政コスト計算書は、経常費用が9,939億円、経常収益が374億円、差引である純経常行政コストが9,566億円となっています。
 - ・臨時損益を含めた純行政コストは9,638億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。
- <前年度からの主な増減>
- ・純行政コスト：1,548億円増加（新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増等）

3 純資産変動計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2
①前年度末純資産残高	2,250
②純行政コスト(△)	△ 9,638
③財源	9,557
税金等	6,797
国県等補助金	2,760
④本年度差額(②+③)	△ 81
⑤資産評価差額	1
⑥無償所管換等	8
⑦その他	△ 1
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	△ 73
⑨本年度末純資産残高(①+⑦)	2,177

【ポイント】

- ・令和2年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が下回ったこと等により、前年度末から73億円減の2,177億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト9,638億円に対し、財源については税金等が6,797億円、国県等補助金が2,760億円となっております。

4 資金収支計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2
業務活動収支(A)	211
業務支出	10,235
業務費用支出	5,977
人件費支出	3,228
物件費等支出	1,836
その他	913
移転費用支出	4,259
補助金等	3,842
その他	417
業務収入	10,509
税金等収入	7,539
国県等補助金収入	2,589
使用料及び手数料収入	170
その他	212
臨時支出	62
臨時収入	-

科目名	R2
投資活動収支(B)	△ 215
投資活動支出	2,191
公共施設等整備費支出	508
基金積立金支出	496
貸付金支出	1,178
その他	10
投資活動収入	1,976
国県等補助金収入	171
基金取崩収入	215
貸付金元金回収収入	1,583
その他	7
財務活動収支(C)	77
財務活動支出	2,858
地方債償還支出	2,858
財務活動収入	2,935
地方債発行収入	2,935

本年度資金収支額(A+B+C)(D)	74
前年度末資金残高(E)	361
本年度末資金残高(D+E)(F)	435
本年度末歳計外現金残高(G)	59
本年度末現金預金残高(F+G)	493

【ポイント】

- ・令和2年度末の資金残高は435億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が211億円、投資活動収支が△215億円、財務活動収支が77億円となっており、業務活動収支及び財務活動収支による増が投資活動収支による減を上回ったことにより、前年度末から74億円の増となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和2年度末の現金預金残高は、493億円となっています。

(参考) 主な用語の説明

	区分	用語	定義
貸借対照表	資産の部	事業用資産	庁舎や県立学校、県営住宅など行政サービスに供させる資産
		インフラ資産	道路や橋りょう、港湾施設、ダムなど、社会基盤となる資産
		無形固定資産	ソフトウェアや地上権等の物権、特許権や著作権等
		投資及び出資金	公益法人等への出資金等
		棚卸資産	売却を目的として所有する物品、建物、土地等
	負債の部	退職手当引当金	在籍する全職員が、年度末に普通退職したと仮定した場合の退職手当の支給見込額
		賞与等引当金	翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当等のうち、当該年度の負担に相当する部分（12~3月）
行政コスト計算書	経常費用	人件費	職員の給与や手当等
		物件費	委託料や100万円未満の備品購入費など消費的性質の経費
		維持修繕費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
		減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された、当該会計期間中の資産価値減少金額
	臨時損失	災害復旧事業費や資産除売却損など、経常的ではない事由に基づく損失	
	臨時収益	資産売却益など、経常的ではない事由に基づく利益	
純資産変動計算書	純行政コスト	「経常費用」から「経常収益」を差し引いた「純経常行政コスト」に「臨時損失」及び「臨時利益」を加減して算出。 純資産変動計算書の「純行政コスト」と一致	
	資産評価差額	出資金や販売用土地等について、時価評価による評価替えを行った際に生じる差額	
	無償所管換等	無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額等	
資金収支計算書	業務活動収支	県税等の収入や、職員の給与・施設の管理等といった通常の業務活動に関する収支	
	投資活動収支	県の公共施設やインフラの整備、基金の積立といった投資活動に関連する収支	
	財務活動収支	県債の発行や償還等の財務活動に関する収支	

財政収支見通し

令和4年度当初予算を基礎として、現行の制度・施策を前提に、今後の財政収支見通しを機械的に試算しました。

1. 歳出

今後も、社会保障関係費等の義務的な経費の増加により、財政構造の硬直化が進んでいくことが見込まれます。

- ・退職手当を除く人件費は職員平均年齢の低下により減少傾向にありますが、退職手当は220～280億円程度で推移する見込みです。
- ・社会保障関係費については、高齢化等に伴い引き続き増加していくことが見込まれます。
- ・投資的経費については、公共施設等総合管理計画による公共施設等の維持管理・更新等に係る増等を見込んでいます。
- ・新型コロナウイルス感染症関連については、中小企業融資関連を除き、原則として令和4年度までとしています。今後感染症の影響などを踏まえ、必要に応じて計上してまいります。

(単位：億円)

区 分		R4	R5	R6	R7	R8
歳 出	義務的な経費	6,167	6,180	6,200	6,200	6,230
	人件費(退職手当除き)	2,807	2,790	2,780	2,760	2,760
	退職手当	273	280	270	240	220
	社会保障関係費	1,627	1,660	1,690	1,730	1,770
	公債費	1,460	1,450	1,460	1,470	1,480
	投資的経費	1,382	1,470	1,520	1,490	1,500
	一般行政費	3,597	2,620	2,500	2,430	2,370
	税交付金等	1,671	1,700	1,730	1,770	1,790
	計	12,817	11,970	11,950	11,890	11,890

2. 歳入

国の試算による経済成長率等を基に試算すると、以下のとおりとなります。

なお、経済状況や国の財政状況等によっては、税収や地方交付税等の一般財源が大きく変動することがあります。

(単位：億円)

区 分		R4	R5	R6	R7	R8
歳	一般財源	8,076	8,110	8,150	8,200	8,240
	県税・地方譲与税等	5,844	5,920	6,040	6,150	6,220
	地方交付税	1,967	2,000	2,040	2,050	2,020
	臨時財政対策債	265	190	70	-	-
入	国庫支出金	2,106	1,300	1,310	1,320	1,330
	県債(臨時財政対策債を除く)	684	800	840	790	740
	その他歳入	1,951	1,760	1,650	1,580	1,570
	計	12,817	11,970	11,950	11,890	11,880

3. 収支見通し

1及び2の試算により、今後の財政収支見通しは以下のとおりとなります。

引き続き、将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組みながらも、事業の選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドなどを徹底し、財源の確保に努めてまいります。

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8
歳 出	12,817	11,970	11,950	11,890	11,890
歳 入	12,817	11,970	11,950	11,890	11,880
収 支	-	-	-	-	△10

[推計の主な前提条件]

○人件費（退職手当除き）、退職手当、社会保障関係費、投資的経費

：過去の伸率等を参考に推計

○公債費：現時点での償還計画による

○一般財源総額：地方財政計画の過去の伸率を参考に推計

○地方税等の推計の前提となる名目経済成長率：+1.0～2.0%程度／年で試算（※）

※「中長期の経済財政に関する試算」（令和4年1月14日 内閣府）のベースラインケースによる

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	茨城県公共施設等総合管理計画の改訂について【一部改訂】
1	<p>改訂の理由・根拠</p> <p>老朽化した公共施設の維持管理・更新を着実に推進するための基本的な方針を定めた「茨城県公共施設等総合管理計画」を平成27年3月に策定 (計画期間：平成27年度～令和16年度)</p> <p>国から、令和3年度中に、施設類型ごとに具体的なメンテナンスの実施計画を定めた個別施設計画等を反映して、総合管理計画の見直しを行うよう要請されているため、今回改訂を行うもの</p>
2	<p>改訂案の概要</p> <p>国からの指針等に基づき、記載内容の充実を図るとともに、記載内容の時点修正等を行う。</p> <p>①中長期的な維持管理・更新等の経費(30年間)について、単純更新の場合と長寿命化対策を反映した場合の見込額を試算</p> <p>②「管理に関する基本的な方針」の記載内容を充実</p> <p style="padding-left: 20px;">【基本方針1】長寿命化の推進 改修等費用の縮減に資する工法、材料の採用等</p> <p style="padding-left: 20px;">【基本方針2】資産総量の適正化 施設類型ごとの役割、特性等を考慮した資産総量の適正化の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">【基本方針3】資産の有効活用の推進 受益者負担の見直し等</p> <p>③今後の課題について追記し、対策を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の積立てによる将来の財政負担の軽減等 ・財源の確保に向けた国への働きかけ
3	<p>改訂時期</p> <p>令和4年3月</p>
4	<p>その他</p> <p>当計画(改訂案)に係るパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和4年2月21日(月)～3月7日(月) ・意見者数及び意見数 意見者数：3名 延べ意見件数：25件

茨城県公共施設等総合管理計画（改訂案）の概要

計画の概要

＜策定の経緯＞

- 老朽化した公共施設の維持管理・更新を着実に推進するための基本的な方針を定めた「茨城県公共施設等総合管理計画」を平成27年3月に策定（計画期間：平成27年度～令和16年度）。

＜改訂の必要性＞

- 国から、令和3年度中に、施設類型ごとに具体的なメンテナンスの実施計画を定めた個別施設計画等を反映して、総合管理計画の見直しを行うよう要請されているため、今回改訂を行うもの。

改訂の主な内容

※国からの指針等に基づき、記載内容の充実を図るとともに、記載内容の時点修正等を行う。

1 中長期的な維持管理・更新等の経費(30年間)について、単純更新の場合と長寿命化対策を反映した場合の見込額を試算

	単純更新 A	長寿命化対策実施後 B	効果額 (B - A) C	現在要している経費(※) D	現在要している経費との差 D - B
建物系施設	1兆4,517億円 (484億円/年)	6,308億円 (210億円/年)	▲8,209億円 (▲274億円/年)	(116億円/年)	(▲94億円/年)
インフラ系施設	2兆0,016億円 (667億円/年)	1兆2,794億円 (426億円/年)	▲7,222億円 (▲241億円/年)	(286億円/年)	(▲140億円/年)
合計	3兆4,533億円 (1,151億円/年)	1兆9,102億円 (636億円/年)	▲1兆5,431億円 (▲515億円/年)	(402億円/年)	(▲234億円/年)

※ 「現在要している経費」は、維持管理・更新等のH27～R2の過去6年実績額平均

<2021(R3)～2050(R32)>

2 「管理に関する基本的な方針」の記載内容を充実

項目	主な追記内容
【基本方針1】長寿命化の推進	改修等費用の縮減に資する工法、材料の採用等
【基本方針2】資産総量の適正化	施設類型ごとの役割、特性等を考慮した資産総量の適正化の推進
【基本方針3】資産の有効活用の推進	受益者負担の見直し、省エネルギーの推進等

3 国の改訂指針等で示された計画に記載すべき項目の追加

追加項目(記載すべき項目)	追加理由・追加による効果
施設保有量の推移	県が保有・管理する施設の概要や保有状況を一覧でわかりやすく整理
有形固定資産減価償却率の推移	減価償却がどの程度進んでいるか示す指標を追加することによって、今後の検討に役立てる
過去に行った対策の実績	計画推進にあたって取り組んできた実績を示す

4 今後の課題について追記し、対策を強化

- ・ 基金の積み立てによる将来の財政負担の軽減、長寿命化対策の計画的な実施
- ・ 財源の確保に向けた国への働きかけ（国庫補助事業や起債制度の適用範囲の緩和・拡大等）

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	ネーミングライツの募集結果等について																																																							
1 概要	<p>県有施設の有効活用による歳入の確保を図るため、ネーミングライツ（施設命名権）の募集を行った。</p>																																																							
2 募集期間	<p>令和4年1月31日～3月1日</p>																																																							
3 募集した施設	<p>164施設</p>																																																							
4 応募のあった施設	<p>17施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">最低希望金額 (万円/年)</th> <th style="width: 30%;">契約期間 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>取手競輪場</td><td style="text-align: center;">500</td><td style="text-align: center;">3以上</td></tr> <tr><td>つくば国際会議場（大ホール）</td><td style="text-align: center;">500</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>笠松運動公園（陸上競技場）</td><td style="text-align: center;">490</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>大洗マリンタワー・港中央公園</td><td style="text-align: center;">340</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>総合福祉会館</td><td style="text-align: center;">300</td><td style="text-align: center;">3以上</td></tr> <tr><td>量子ビーム研究センター</td><td style="text-align: center;">200</td><td style="text-align: center;">3以上</td></tr> <tr><td>さしま少年自然の家</td><td style="text-align: center;">180</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>茨城空港駐車場</td><td style="text-align: center;">110</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>里美野外活動センター</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>笠原歩道橋（水戸市）</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>白山西小学校歩道橋（取手市）</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>大角豆歩道橋（つくば市）</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>境町山神町歩道橋（境町）</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>豊岡歩道橋（常総市）</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>文京二丁目歩道橋（水戸市）</td><td style="text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>阿見町役場歩道橋（阿見町）</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>県庁東公園</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">3以上</td></tr> </tbody> </table>		施設名	最低希望金額 (万円/年)	契約期間 (年)	取手競輪場	500	3以上	つくば国際会議場（大ホール）	500	3	笠松運動公園（陸上競技場）	490	4	大洗マリンタワー・港中央公園	340	2	総合福祉会館	300	3以上	量子ビーム研究センター	200	3以上	さしま少年自然の家	180	2	茨城空港駐車場	110	3	里美野外活動センター	30	2	笠原歩道橋（水戸市）	33	5	白山西小学校歩道橋（取手市）	33	5	大角豆歩道橋（つくば市）	33	5	境町山神町歩道橋（境町）	33	5	豊岡歩道橋（常総市）	33	5	文京二丁目歩道橋（水戸市）	22	5	阿見町役場歩道橋（阿見町）	11	5	県庁東公園	10	3以上
施設名	最低希望金額 (万円/年)	契約期間 (年)																																																						
取手競輪場	500	3以上																																																						
つくば国際会議場（大ホール）	500	3																																																						
笠松運動公園（陸上競技場）	490	4																																																						
大洗マリンタワー・港中央公園	340	2																																																						
総合福祉会館	300	3以上																																																						
量子ビーム研究センター	200	3以上																																																						
さしま少年自然の家	180	2																																																						
茨城空港駐車場	110	3																																																						
里美野外活動センター	30	2																																																						
笠原歩道橋（水戸市）	33	5																																																						
白山西小学校歩道橋（取手市）	33	5																																																						
大角豆歩道橋（つくば市）	33	5																																																						
境町山神町歩道橋（境町）	33	5																																																						
豊岡歩道橋（常総市）	33	5																																																						
文京二丁目歩道橋（水戸市）	22	5																																																						
阿見町役場歩道橋（阿見町）	11	5																																																						
県庁東公園	10	3以上																																																						
5 今後の予定	<p>令和4年3月22日：選定委員会の開催（パートナー候補の選定）</p> <p style="margin-left: 40px;">3月中　：パートナーの決定 各施設所管課と契約締結</p> <p style="margin-left: 40px;">4月　　：ネーミングライツの導入開始</p>																																																							

総務企画委員会説明資料

総務部 知事公室報道・広聴課

項 目	(株) 茨城放送に係る県保有株式の譲渡について										
1 背景	<p>(株) 茨城放送(県出資団体)については、令和元年の筆頭株主の変更を機に、県関与の在り方を示す「県出資法人の将来方向についての基本方針(平成22年6月)」を踏まえ、県保有株式の一部を譲渡している。</p> <p>今般、筆頭株主から、(株) 茨城放送の組織体制や経営基盤の強化等を目的とした株式譲渡について要請を受け、協議の結果、県保有株式の全てを譲渡することとした。</p>										
2 譲渡株式の内容	<table border="1"> <tr> <td>譲渡先</td> <td>(株) 茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント 代表者：代表取締役社長 西村大介 所在地：水戸市千波町2084番地2 茨城放送ビル2階 業 種：プロバスケットボールチーム運営</td> </tr> <tr> <td>譲渡株式数</td> <td>90,670株</td> </tr> <tr> <td>譲渡価格</td> <td>45,335,000円(1株 500円)</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認日</td> <td>令和4年2月22日</td> </tr> <tr> <td>譲渡完了</td> <td>令和4年3月下旬</td> </tr> </table>	譲渡先	(株) 茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント 代表者：代表取締役社長 西村大介 所在地：水戸市千波町2084番地2 茨城放送ビル2階 業 種：プロバスケットボールチーム運営	譲渡株式数	90,670株	譲渡価格	45,335,000円(1株 500円)	譲渡承認日	令和4年2月22日	譲渡完了	令和4年3月下旬
譲渡先	(株) 茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント 代表者：代表取締役社長 西村大介 所在地：水戸市千波町2084番地2 茨城放送ビル2階 業 種：プロバスケットボールチーム運営										
譲渡株式数	90,670株										
譲渡価格	45,335,000円(1株 500円)										
譲渡承認日	令和4年2月22日										
譲渡完了	令和4年3月下旬										
3 県保有株式	<table border="1"> <tr> <td>株式数</td> <td>【譲渡前】 90,670株 → 【譲渡後】 0株</td> </tr> <tr> <td>保有比率</td> <td>【譲渡前】 4.94% → 【譲渡後】 0%</td> </tr> </table>	株式数	【譲渡前】 90,670株 → 【譲渡後】 0株	保有比率	【譲渡前】 4.94% → 【譲渡後】 0%						
株式数	【譲渡前】 90,670株 → 【譲渡後】 0株										
保有比率	【譲渡前】 4.94% → 【譲渡後】 0%										
4 取締役の辞任	<p>譲渡承認に伴い、取締役(県総務部長)を辞任(令和4年2月22日付け)</p>										
5 今後の対応	<p>(株) 茨城放送は本県で唯一の県域民間放送局として、地域の生活情報や防災情報の発信など、県民生活に欠かすことのできない媒体であることから、今後も引き続き緊密に連携していく。</p>										

令和 3 年度県出資法人等経営評価結果について

- 経営評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 令和 3 年度経営評価区分一覧・・・・・・・・・・・・ 3
- 令和 3 年度県出資法人等経営評価結果
 (株)茨城放送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

総 務 部

○経営評価結果の概要

1 経営評価の実施及び評価の視点

経営評価は、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、33 の出資法人等を対象に、毎年度実施している。評価は、次の5つの視点を踏まえて、多角的に行っている。

- (1) 目的適合性：法人事業と当初の設立目的が適合しているか
- (2) 計画性：経営目的・経営方針が計画等に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
- (3) 組織運営の健全性：内部統制が適切で、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
- (4) 効率性：人的・物的な経営資源が有効に活用されているか
- (5) 財務の健全性：財務の健全性が確保されているか

2 評価結果

経営評価を実施した結果は、次のとおりである。

(次ページ「令和3年度経営評価区分一覧」参照)

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和2年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	22 (67%)	4	13	3	2	▲ 1
改善の余地あり	6 (18%)	0	2	3	1	+ 1
改善措置が必要	4 (12%)	0	0	2	2	+ 1
大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	▲ 1
合 計	33	4	15	9	5	—

○令和3年度経営評価区分一覧

評価区分	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	計
概ね良好	(一財) 茨城県環境保全事業団 (一財) 茨城県科学技術振興財団 (一財) 茨城県建設技術公社 (一財) 茨城県建設技術管理センター (4)	(公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県消防協会 (公財) いばらき腎臓財団 (公財) 茨城県国際交流協会 (公財) 茨城県開発公社 ⊕ (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 (公財) 茨城カウンセリングセンター (公社) 茨城県農林振興公社 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県スポーツ協会 (公財) 茨城県防犯協会 (公財) 茨城県暴力追放推進センター (13)	(株) つくば研究支援センター 鹿島埠頭 (株) (株) 茨城ポートオーソリティ (3)	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会 (2)	22
改善の余地あり	(0)	(公財) 茨城県看護教育財団 (公財) 茨城県教育財団 (2)	⇩ (株) 茨城放送 ⇩ 鹿島臨海鉄道 (株) ⊕ (株) 茨城県中央食肉公社 (3)	(社福) 茨城県社会福祉事業団 (1)	6
改善措置が必要	(0)	(0)	⇩ 鹿島共同再資源化センター (株) ⇩ (株) ひたちなかテクノセンター (2)	茨城県道路公社 茨城県土地開発公社 (2)	4
が急要大 必のすい 要改るに 善又改 措は善 置緊を	(0)	(0)	鹿島都市開発 (株) (1)	(0)	1
計	4	15	9	5	33

⊕：評価が上がった法人、⇩：評価が下がった法人

(注) 評価区分に変更があった法人 6法人

1 評価が上がった法人 (2法人)

「大いに改善を要する」→「概ね良好」：(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構

「改善措置が必要」→「改善の余地あり」：(株) 茨城県中央食肉公社

2 評価が下がった法人 (4法人)

「概ね良好」→「改善の余地あり」：(株) 茨城放送、鹿島臨海鉄道 (株)

「改善の余地あり」→「改善措置が必要」：鹿島共同再資源化センター (株)、(株) ひたちなかテクノセンター

○令和3年度県出資法人等経営評価結果

番号	法人名		決算状況等 (令和2年度決算)			総合的所見等	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(株)茨城放送	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、広告収入が減少し売上高は603百万円(前期差62百万円減)となった。また、土地評価損の特別損失327百万円を計上したことにより、当期純利益は▲359百万円(前期差376百万円減)で、10期ぶりに赤字となった。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、放送収入に加え、イベント等の放送外収入も増加するよう営業活動を展開されたい。</p> <p>令和3年7月1日FM補完中継局の開局により、県南地域の聴取困難区域が解消され首都圏の一部でも聴取可能となること、また、インターネットやスマートフォンの普及により放送電波の範囲に関わらず番組の聴取が可能な環境が整備されていることから、更なる営業活動を強化するとともに、県民はもとより県民以外にも有益で魅力ある番組の提供に努められたい。</p> <p>また、放送事業の売上げ423百万円のうち、県からの委託は45百万円と11パーセントを占め、県の広報の一翼を担っている。災害発生時には、県民の安全・安心を守る重要な役割を担うことから、引き続き防災報道の強化に努められたい。</p>	<p>(株)茨城放送では、今年度7月1日にFM補完中継局が宝篋山(つくば市)に開局したことにより、県南地域の難聴エリアが解消されるとともに、(株)茨城放送の「radiko」の無料配信エリアが1都6県に拡大したことなどから、放送収入やイベント等の放送外収入の増加を図るため、新たなスポンサー獲得等の営業活動を強化しているところ。</p> <p>防災報道の強化については、毎月11日を防災の日として、防災啓発番組の放送や、防災の専門知識を有する防災士を増員し防災の講演会や災害現場での報道体制の強化に努めている。</p> <p>県としては、引き続きこれらの活動が継続的に行われるよう助言等に努めていく。</p>
			100,000千円	4,940千円	4.9%		
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
			17,182千円	▲359,094千円	▲221,396千円		
<改善の余地あり>	資産	資産	負債	純資産			
報道・広聴課		959,070千円	363,855千円	595,214千円			

(注) 端数処理の都合により、資産は負債及び純資産の計と一致しない。

令和 2 年度 茨城県の財務書類

令和 4 年 3 月

茨城県総務部

目 次	頁
I はじめに	1
II 財務書類の概要	1
1 財務書類の種類	
2 財務書類の相関関係	
3 財務書類の会計区分	
III 一般会計等財務書類の概要	3
1 貸借対照表	
(1) 貸借対照表とは	
(2) 貸借対照表の状況	
2 行政コスト計算書	5
(1) 行政コスト計算書とは	
(2) 行政コスト計算書の状況	
3 純資産変動計算書	6
(1) 純資産変動計算書とは	
(2) 純資産変動計算書の状況	
4 資金収支計算書	7
(1) 資金収支計算書とは	
(2) 資金収支計算書の状況	
IV 全体財務書類の概要	8
1 貸借対照表の状況	
2 行政コスト計算書の状況	
3 純資産変動計算書の状況	
4 資金収支計算書の状況	
V 連結財務書類の概要	10
1 貸借対照表の状況	
2 行政コスト計算書の状況	
3 純資産変動計算書の状況	
4 資金収支計算書の状況	
一般会計等財務書類	12
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	
全体財務書類	16
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	
連結財務書類	20
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成12年度（平成11年度決算）から財務書類の作成に取り組んでいます。平成21年度（平成20年度決算）からは、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成29年度（平成28年度決算）からは、国の要請（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月付け総務大臣通知））に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行財政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

<注>

本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計等が一致しない場合があります。

II 財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表 (バランスシート)	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産(資産)を保有し、その財産(資産)がどのような財源(負債・純資産)で賄われているのかを表示したもの ⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書	行政サービスにかかった費用(経常行政コスト)と、その直接の対価として得られた手数料等(経常収益)を対比したもの ⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書 (キャッシュフロー計算書)	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒実際の資金の流れや残高状況を把握

※ 「行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成する財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税収や補助金等収入は計上しないこととされているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回ることとなり、「純行政コスト」が生じています。

2 財務書類の相関関係(数値は一般会計等)

【貸借対照表(BS)】		【行政コスト計算書(PL)】	
資産 2兆7,077億円	負債 2兆4,899億円	費用 10,013億円	収益 375億円
・事業用資産 6,654億円	・固定負債 2兆2,399億円	・経常費用 9,939億円	・経常収益 374億円
・イワ資産 1兆4,357億円	・流動負債 2,500億円	・臨時損失 74億円	・臨時利益 1億円
・その他固定資産 3,923億円			
・流動資産 2,143億円			
(うち現金預金 493億円)	純資産 2,177億円		純行政コスト 9,638億円
【資金収支計算書(CF)】		【純資産変動計算書(NW)】	
前年度末資金残高 361億円	本年度資金収支額 74億円	前年度末純資産残高 2,250億円	本年度純資産変動額 △73億円
・業務活動収支 212億円	・投資活動収支 △215億円	・純行政コスト △9,638億円	・財源(税収等・国補) 9,557億円
・財務活動収支 77億円	年度末資金残高 435億円	・その他 8億円	年度末純資産残高 2,177億円
年度末歳計外現金残高 59億円	年度末現金預金残高 493億円		

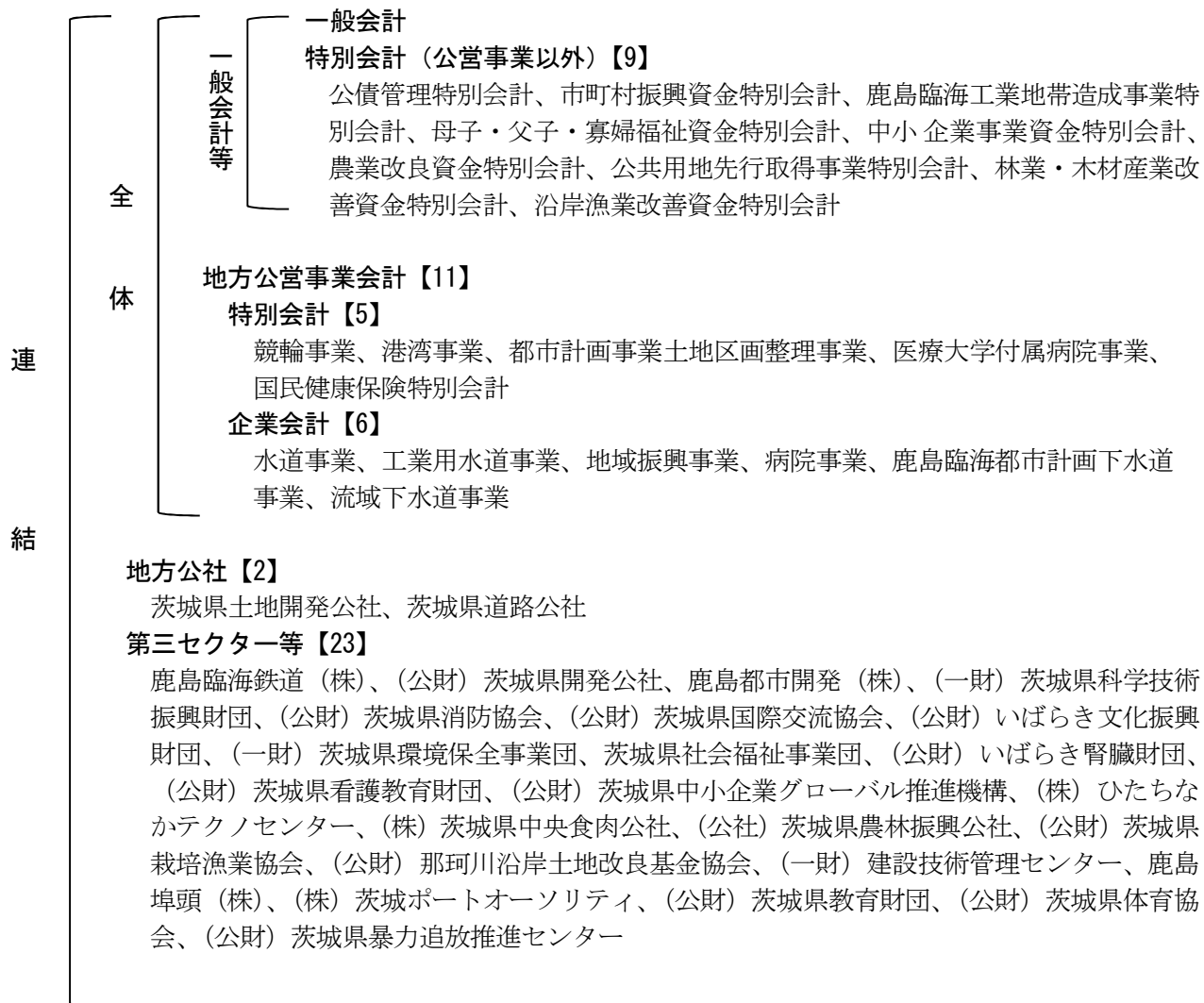
※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。(以下同じ)

3 財務書類の会計区分

財務書類は「一般会計等」、「全体」及び「連結」の3区分により作成しています。

一般会計等	一般会計及び公営事業以外の特別会計（9会計）を加えた10会計を対象
全体	「一般会計等」に公営事業会計（11会計）を加えた21会計を対象
連結	「全体」に加え、地方公社（2）及び第三セクター等（23）を対象

※ 会計間の相互取引及び債権債務は相殺消去しています。



Ⅲ 一般会計等財務書類の概要

1 貸借対照表

(1) 貸借対照表とは

会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産（資産）を保有し、その財産（資産）がどのような財源（負債・純資産）で賄われてきたかを表示したものです。

「負債」とは、地方債などの借入金で、将来支払が必要な債務であり、将来世代の負担となるものです。一方、資産と負債の差額である「純資産」は、税金や国からの補助金等であり、将来の支払負担を生じないものです。

「資産」と「負債」を対比することにより、将来世代の負担状況や財政状況の安定性を把握することができます。

借方	貸方
資産 ・道路・学校などの公共資産 ・現金預金や貸付金などの債権	負債⇒将来支払が必要な債務 (将来世代の負担分) ・地方債など
	純資産⇒資産と負債の差額であり、将来の支払負担を生じないもの (これまでの世代による負担分)

(2) 貸借対照表の状況

(単位:億円)

科目名	R2	R1	増減
【資産の部】	27,077	27,161	△ 84
固定資産	24,934	25,177	△ 243
有形固定資産	21,178	21,212	△ 34
事業用資産	6,654	6,732	△ 78
インフラ資産	14,357	14,315	42
物品	167	165	2
無形固定資産	2	4	△ 2
投資その他の資産	3,754	3,961	△ 207
投資及び出資金	1,608	1,601	7
投資損失引当金	△ 83	△ 83	0
長期延滞債権	330	334	△ 4
長期貸付金	909	1,310	△ 401
基金	1,257	1,068	189
徴収不能引当金	△ 268	△ 268	0
流動資産	2,143	1,984	159
現金預金	493	416	77
未収金	30	22	8
短期貸付金	103	109	△ 6
基金	779	688	91
棚卸資産	742	752	△ 10
徴収不能引当金	△ 3	△ 3	0

科目名	R2	R1	増減
【負債の部】	24,899	24,911	△ 12
固定負債	22,399	21,785	614
地方債	19,930	19,229	701
長期未払金	1	1	0
退職手当引当金	2,459	2,550	△ 91
損失補償等引当金	8	5	3
流動負債	2,501	3,125	△ 624
1年内償還予定地方債	2,243	2,867	△ 624
未払金	-	-	-
賞与等引当金	198	204	△ 6
預り金	59	55	4
【純資産の部】	2,177	2,250	△ 73
【負債・純資産合計】	27,077	27,161	△ 84

【ポイント】

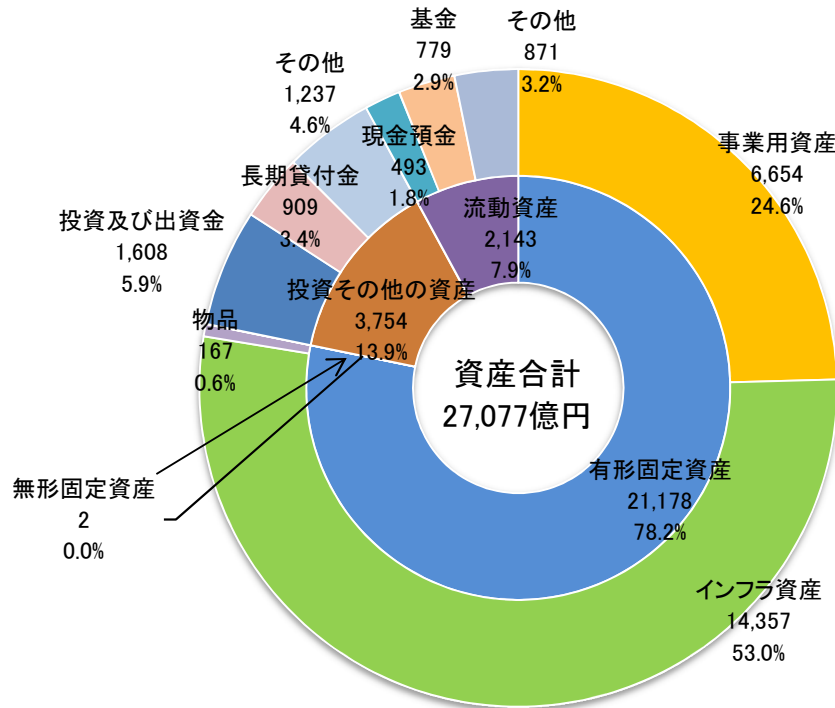
- ・令和2年度における資産合計は、2兆7,077億円、負債合計は2兆4,899億円、純資産は2,177億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産6,654億円、インフラ資産1兆4,357億円、投資その他の資産3,754億円、流動資産2,143億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債2兆2,399億円、流動負債2,501億円となっており、その内、県債残高は2兆2,173億円となっています。

<前年度からの主な増減>

- ・資産：84億円減少（減価償却による有形固定資産の減、償還計画に基づく長期貸付金の減等）
- ・負債：12億円減少（退職手当引当金の減等）

【資産の構成】

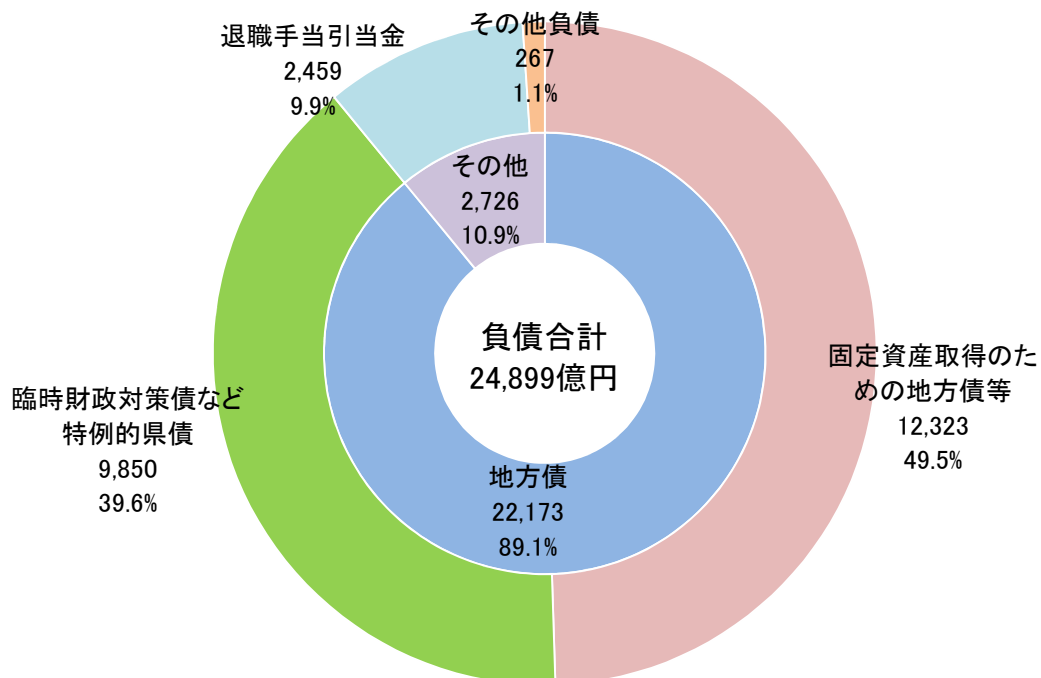
(単位:億円)



有形固定資産は2兆1,178億円となっており、公共施設や庁舎などの「事業用資産」が6,654億円、道路や港湾などの「インフラ資産」が1兆4,357億円、公用車などの「物品」が167億円となっています。

【負債の構成】

(単位:億円)



地方債の内、臨時財政対策債などの特例的県債が9,850億円となっており、このうち臨時財政対策債の償還金については、全額が交付税措置されることとなっています。県債残高の概ね4割程度は交付税措置が予定されています。

【県民一人当たり資産・負債】

令和3年1月1日現在の本県の人口は2,907,678人であることから、県民一人当たりの資産総額は931千円、負債総額は856千円となっています。

2 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、当該年度の資産形成に結びつかない行政サービスに要したコスト（経費）と、行政サービスの提供により得られた収益（使用料や手数料等）を表示したものです。なお、減価償却費や退職手当引当金繰入金等の非現金コストも計上されています。

(2) 行政コスト計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2	R1	増減
経常費用(A)	9,939	8,462	1,477
業務費用	5,681	5,175	506
人件費	3,132	3,168	△ 36
物件費等	2,378	1,815	563
物件費	1,147	711	436
維持補修費	688	579	109
減価償却費	543	525	18
その他の業務費用	171	192	△ 21
移転費用	4,259	3,287	972
補助金等	3,842	2,869	973
他会計への繰出金	250	263	△ 13
その他	167	156	11

科目名	R2	R1	増減
経常収益(B)	374	378	△ 4
使用料及び手数料	170	197	△ 27
その他	204	181	23
純経常行政コスト(A-B)(C)	9,566	8,084	1,482
臨時損失(D)	74	56	18
臨時利益(E)	1	49	△ 48
純行政コスト(C+D-E)	9,638	8,090	1,548

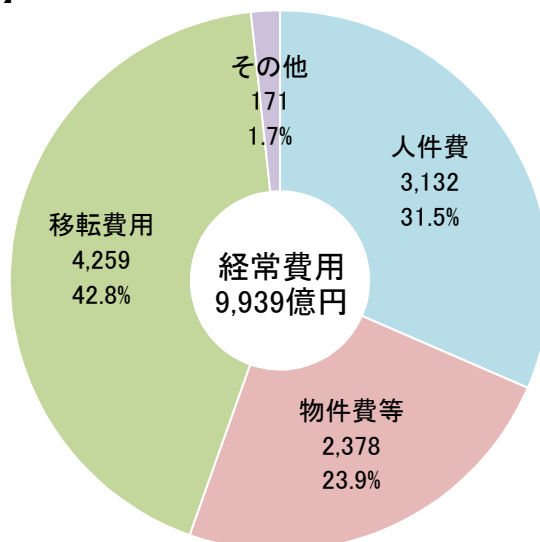
注：R1 決算財務書類より、国の取扱いに従い地方消費税清算金（歳出）を控除。

【ポイント】

- ・令和2年度の行政コスト計算書は、経常費用が9,939億円、経常収益が374億円、差引である純経常行政コストが9,566億円となっています。
 - ・臨時損益を含めた純行政コストは9,638億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。
- <前年度からの主な増減>
- ・純行政コスト：1,548億円増加（新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増等）

【経常費用の構成】

(単位:億円)



経常費用は、人件費が3,132億円、減価償却費や維持補修費等の物件費等が2,378億円、市町村等への補助金や直轄事業負担金等の移転費用が4,259億円、県債の支払利息等のその他が171億円となっています。

【県民一人当たり純行政コスト】

県民一人当たりの経常費用は、342千円、経常収益は13千円、純行政コストは331千円となっています。

3 純資産変動計算書

(1) 純資産変動計算書とは

貸借対照表の純資産が当該年度にどのように変動したのかを表示したもので、純資産の減少要因である純行政コスト、増加要因である税金や国庫補助金等の財源、その他の変動要因を計上しています。

(2) 純資産変動計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2
①前年度末純資産残高	2,250
②純行政コスト(△)	△ 9,638
③財源	9,557
税金等	6,797
国県等補助金	2,760
④本年度差額(②+③)	△ 81
⑤資産評価差額	1
⑥無償所管換等	8
⑦その他	△ 1
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	△ 73
⑨本年度末純資産残高(①+⑦)	2,177

注：R1 決算財務書類より、国の取扱いに従い地方消費税清算金（歳出）を控除。

【ポイント】

- 令和2年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が下回ったこと等により、前年度末から73億円減の2,177億円となっています。
- 純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト9,638億円に対し、財源については税金等が6,797億円、国県等補助金が2,760億円となっております。

4 資金収支計算書

(1) 資金収支計算書とは

「キャッシュフロー計算書」と呼ばれるもので、現金が1年間でどのように変動したのかを表示したものであり、実際の資金の流れや資金の調達状況を把握することができます。

(2) 資金収支計算書の状況

科目名		R2	科目名		R2
業務活動収支(A)		211	投資活動収支(B)		△ 215
業務支出		10,235	投資活動支出		2,191
業務費用支出		5,977	公共施設等整備費支出		508
人件費支出		3,228	基金積立金支出		496
物件費等支出		1,836	貸付金支出		1,178
その他		913	その他		10
移転費用支出		4,259	投資活動収入		1,976
補助金等		3,842	国県等補助金収入		171
その他		417	基金取崩収入		215
業務収入		10,509	貸付金元金回収収入		1,583
税収等収入		7,539	その他		7
国県等補助金収入		2,589	財務活動収支(C)		77
使用料及び手数料収入		170	財務活動支出		2,858
その他		212	地方債償還支出		2,858
臨時支出		62	財務活動収入		2,935
臨時収入		-	地方債発行収入		2,935

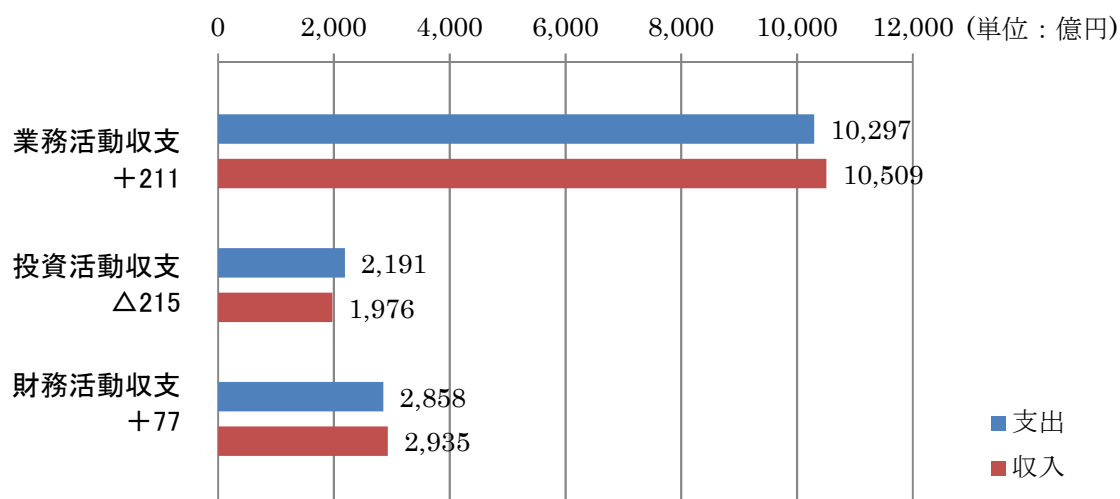
(単位: 億円)

本年度資金収支額(A+B+C)(D)	74
前年度末資金残高(E)	361
本年度末資金残高(D+E)(F)	435
本年度末歳計外現金残高(G)	59
本年度末現金預金残高(F+G)	493

【ポイント】

- ・令和2年度末の資金残高は435億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が211億円、投資活動収支が△215億円、財務活動収支が77億円となっており、業務活動収支及び財務活動収支による増が投資活動収支による減を上回ったことにより、前年度末から74億円の増となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和2年度末の現金預金残高は、493億円となっています。

【資金収支の内訳】



IV 全体財務書類の概要

全体財務書類は、「一般会計等」に公営事業等11会計（競輪事業、港湾事業、都市計画事業土地区画整理事業、医療大学付属病院事業、水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業、国民健康保険特別会計）を対象に加えたもので、県のすべての会計を合計したものです。

1 貸借対照表の状況

(単位:億円)

科目名	R2	R1	増減	科目名	R2	R1	増減
【資産の部】	35,815	35,969	△ 154	【負債の部】	30,078	30,355	△ 277
固定資産	31,730	32,013	△ 283	固定負債	27,289	26,361	928
有形固定資産	27,593	27,845	△ 252	地方債	22,159	21,090	1,069
事業用資産	7,472	7,544	△ 72	その他	5,130	5,271	△ 141
インフラ資産	19,156	19,320	△ 164	流動負債	2,789	3,994	△ 1,205
物品	964	980	△ 16	1年内償還予定地方債	2,393	3,588	△ 1,195
無形固定資産	1,267	1,108	159	その他	396	405	△ 9
投資その他の資産	2,870	3,060	△ 190	【純資産の部】	5,737	5,614	123
流動資産	4,085	3,956	129	【負債・純資産合計】	35,815	35,969	△ 154

【ポイント】

- 令和2年度における資産合計は、3兆5,815億円、負債合計は3兆78億円、純資産は5,737億円となっています。
- 資産の内訳は、事業用資産7,472億円、インフラ資産1兆9,156億円、投資その他の資産2,870億円、流動資産4,085億円等となっています。
- 負債の内訳は、固定負債2兆7,289億円、流動負債2,789億円となっており、その内、県債残高は2兆4,552億円となっています。

2 行政コスト計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2	R1	増減	科目名	R2	R1	増減
経常費用(A)	12,985	11,603	1,382	経常収益(B)	1,144	1,289	△ 145
業務費用	6,594	6,089	505	使用料及び手数料	860	873	△ 13
人件費	3,302	3,331	△ 29	その他	284	416	△ 132
物件費等	2,960	2,413	547	純経常行政コスト(A-B)(C)	11,840	10,314	1,526
その他の業務費用	332	346	△ 14	臨時損失(D)	78	92	△ 14
移転費用	6,390	5,513	877	臨時利益(E)	8	60	△ 52
補助金等	6,223	5,356	867	純行政コスト(C+D-E)	11,910	10,346	1,564
その他	168	158	10				

【ポイント】

- 令和2年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆2,985億円、経常収益が1,144億円、差引である純経常行政コストが1兆1,840億円となっています。
- 臨時損益を含めた純行政コストは1兆1,910億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。

3 純資産変動計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2
①前年度末純資産残高	5,614
②本年度純資産変動額(③+④+⑤)	123
③純行政コスト(△)	△ 11,910
④財源	12,023
税込等	8,432
国県等補助金	3,591
⑤その他	10
⑥本年度末純資産残高(①+②)	5,737

【ポイント】

- ・令和2年末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が上回ったこと等により、前年度末から123億円増の5,737億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆1,910億円に対し、財源について税込等が8,432億円、国県等補助金が3,591億円、その他の資産評価差額等による変動が10億円となっています。

4 資金収支計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2
業務活動収支(A)	634
業務支出	13,030
業務費用支出	6,642
移転費用支出	6,388
業務収入	13,726
税込等収入	9,081
国県等補助金収入	3,395
使用料及び手数料収入	850
その他	400
臨時支出	62
臨時収入	1
投資活動収支(B)	△ 366
投資活動支出	2,413
投資活動収入	2,047
財務活動収支(C)	△ 132
財務活動支出	3,627
財務活動収入	3,495
本年度資金収支額(A+B+C)(D)	136
前年度末資金残高(E)	1,073
本年度末資金残高(D+E)(F)	1,209
本年度末歳計外現金残高(G)	59
本年度末現金預金残高(F+G)	1,268

【ポイント】

- ・令和2年度末の資金残高は1,209億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が634億円、投資活動収支が△366億円、財務活動収支が△132億円となっており、業務活動収支による増が投資活動収支及び財務活動収支による減を上回ったことにより、前年度末から136億円の増となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和2年度末の現金預金残高は、1,268億円となっています。

V 連結財務書類の概要

連結財務書類は、全体会計に加え、以下の25法人を連結対象として作成しています。

地方公社（2法人）：茨城県土地開発公社、茨城県道路公社

第三セクター（23法人）：鹿島臨海鉄道（株）、（公財）茨城県開発公社、鹿島都市開発（株）、（一財）茨城県科学技術振興財団、（公財）茨城県消防協会、（公財）茨城県国際交流協会、（公財）いばらき文化振興財団、（一財）茨城県環境保全事業団、茨城県社会福祉事業団、（公財）いばらき腎臓財団、（公財）茨城県看護教育財団、（公財）茨城県中小企業グローバル推進機構、（株）ひたちなかテクノセンター、（株）茨城県中央食肉公社、（公社）茨城県農林振興公社、（公財）茨城県栽培漁業協会、（公財）那珂川沿岸土地改良基金協会、（一財）建設技術管理センター、鹿島埠頭（株）、（株）茨城ポートオーソリティ、（公財）茨城県教育財団、（公財）茨城県体育協会、（公財）茨城県暴力追放推進センター、

1 貸借対照表の状況

（単位：億円）

科目名	R2	R1	増減	科目名	R2	R1	増減
【資産の部】	36,397	36,807	△ 410	【負債の部】	30,122	30,665	△ 543
固定資産	31,985	32,571	△ 586	固定負債	27,183	26,570	613
有形固定資産	28,161	28,434	△ 273	地方債等	22,181	21,125	1,056
事業用資産	8,024	8,117	△ 93	その他	5,002	5,445	△ 443
インフラ資産	19,156	19,320	△ 164	流動負債	2,940	4,095	△ 1,155
物品	980	997	△ 17	1年内償還予定地方債等	2,416	3,589	△ 1,173
無形固定資産	1,269	1,109	160	その他	524	506	18
投資その他の資産	2,556	3,028	△ 472	【純資産の部】	6,275	6,142	133
流動資産	4,412	4,235	177	【負債・純資産合計】	36,397	36,807	△ 410

【ポイント】

- 令和2年度における資産合計は、3兆6,397億円、負債合計は3兆122億円、純資産は6,275億円となっています。
- 資産の内訳は、事業用資産8,024億円、インフラ資産1兆9,156億円、投資その他の資産2,556億円、流動資産4,412億円等となっています。
- 負債の内訳は、固定負債2兆7,183億円、流動負債2,940億円となっており、その内、地方債等残高は2兆4,597億円となっています。

2 行政コスト計算書の状況

（単位：億円）

科目名	R2	R1	増減	科目名	R2	R1	増減
経常費用(A)	13,260	11,867	1,393	経常収益(B)	1,438	1,592	△ 154
業務費用	6,873	6,391	482	使用料及び手数料	862	874	△ 12
人件費	3,392	3,425	△ 33	その他	575	717	△ 142
物件費等	2,973	2,458	515	純経常行政コスト(A-B)(C)	11,822	10,276	1,546
その他の業務費用	508	508	0	臨時損失(D)	91	98	△ 7
移転費用	6,387	5,476	911	臨時利益(E)	20	69	△ 49
補助金等	6,216	5,314	902	純行政コスト(C+D-E)	11,893	10,305	1,588
その他	171	162	9				

【ポイント】

- 令和2年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆3,260億円、経常収益が1,438億円、差引である純経常行政コストが1兆1,822億円となっています。
- 臨時損益を含めた純行政コストは1兆1,893億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。

3 純資産変動計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2
①前年度末純資産残高	6,142
②本年度純資産変動額(③+④+⑤)	133
③純行政コスト(△)	△ 11,893
④財源	12,019
税込等	8,438
国県等補助金	3,581
⑤その他	7
⑥本年度末純資産残高(①+②)	6,275

【ポイント】

- ・令和2年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が上回ったこと等により、前年度末から133億円増の6,275億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆1,893億円に対し、財源については税込等が8,438億円、国県等補助金は3,581億円となっており、その他の資産評価差額等による変動が7億円となっています。

4 資金収支計算書の状況

(単位:億円)

科目名	R2
業務活動収支(A)	679
業務支出	13,275
業務費用支出	6,890
移転費用支出	6,385
業務収入	14,017
税込等収入	9,087
国県等補助金収入	3,382
使用料及び手数料収入	853
その他	695
臨時支出	66
臨時収入	2
投資活動収支(B)	△ 390
投資活動支出	2,452
投資活動収入	2,062
財務活動収支(C)	△ 134
財務活動支出	3,677
財務活動収入	3,543
本年度資金収支額(A+B+C)(D)	154
前年度末資金残高(E)	1,230
本年度末資金残高(D+E)(F)	1,384
本年度末歳計外現金残高(G)	59
本年度末現金預金残高(F+G)	1,443

【ポイント】

- ・令和2年度末の資金残高は1,384億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が679億円、投資活動収支が△390億円、財務活動収支が△134億円となっており、業務活動収支による増が投資活動収支及び財務活動収支による減を上回ったことにより、前年度末から154億円の増となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和2年度末の現金預金残高は、1,443億円となっています。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

自治体名:茨城県
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2,493,369	固定負債	2,239,871
有形固定資産	2,117,759	地方債	1,992,979
事業用資産	665,351	長期未払金	142
土地	284,713	退職手当引当金	245,916
立木竹	881	損失補償等引当金	833
建物	633,059	その他	-
建物減価償却累計額	-289,435	流動負債	250,050
工作物	151,750	1年内償還予定地方債	224,279
工作物減価償却累計額	-117,983	未払金	3
船舶	1,995	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-1,423	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	19,844
航空機	978	預り金	5,923
航空機減価償却累計額	-978	その他	-
その他	32	負債合計	2,489,920
その他減価償却累計額	-10	【純資産の部】	
建設仮勘定	1,771	固定資産等形成分	2,581,481
インフラ資産	1,435,743	余剰分(不足分)	-2,363,742
土地	479,612		
建物	1,058		
建物減価償却累計額	-303		
工作物	1,885,214		
工作物減価償却累計額	-1,034,987		
その他	2,294		
その他減価償却累計額	-1,067		
建設仮勘定	103,922		
物品	51,138		
物品減価償却累計額	-34,472		
無形固定資産	229		
ソフトウェア	55		
その他	173		
投資その他の資産	375,381		
投資及び出資金	160,808		
有価証券	-		
出資金	66,097		
その他	94,711		
投資損失引当金	-8,345		
長期延滞債権	33,022		
長期貸付金	90,924		
基金	125,724		
減債基金	76,377		
その他	49,347		
その他	-		
徴収不能引当金	-26,752		
流動資産	214,291		
現金預金	49,347		
未収金	2,951		
短期貸付金	10,254		
基金	77,858		
財政調整基金	30,616		
減債基金	47,242		
棚卸資産	74,182		
その他	-		
徴収不能引当金	-300	純資産合計	217,739
資産合計	2,707,660	負債及び純資産合計	2,707,660

行政コスト計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

自治体名:茨城県
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額
経常費用	993,912
業務費用	568,062
人件費	313,161
職員給与費	264,141
賞与等引当金繰入額	19,844
退職手当引当金繰入額	20,918
その他	8,258
物件費等	237,781
物件費	114,700
維持補修費	68,814
減価償却費	54,267
その他	-
その他の業務費用	17,120
支払利息	9,485
徴収不能引当金繰入額	471
その他	7,164
移転費用	425,850
補助金等	384,158
社会保障給付	13,821
他会計への繰出金	25,025
その他	2,846
経常収益	37,361
使用料及び手数料	16,968
その他	20,393
純経常行政コスト	956,551
臨時損失	7,380
災害復旧事業費	6,191
資産除売却損	504
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	362
その他	324
臨時利益	120
資産売却益	119
その他	1
純行政コスト	963,811

純資産変動計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日自治体名: 茨城県
会計: 一般会計等

(単位: 百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分		余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	225,016	2,597,426	-2,372,410	
純行政コスト(△)	-963,811		-963,811	
財源	955,668		955,668	
税収等	679,682		679,682	
国県等補助金	275,986		275,986	
本年度差額	-8,142		-8,142	
固定資産等の変動(内部変動)		-16,630	16,630	
有形固定資産等の増加		50,758	-50,758	
有形固定資産等の減少		-55,426	55,426	
貸付金・基金等の増加		172,362	-172,362	
貸付金・基金等の減少		-184,324	184,324	
資産評価差額	98	98	0	
無償所管換等	804	804	0	
その他	-37	-217	180	
本年度純資産変動額	-7,277	-15,945	8,668	
本年度末純資産残高	217,739	2,581,481	-2,363,742	

資金収支計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日自治体名:茨城県
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,023,534
業務費用支出	597,685
人件費支出	322,820
物件費等支出	183,575
支払利息支出	9,485
その他の支出	81,804
移転費用支出	425,850
補助金等支出	384,158
社会保障給付支出	13,821
他会計への繰出支出	25,025
その他の支出	2,846
業務収入	1,050,864
税収等収入	753,861
国県等補助金収入	258,858
使用料及び手数料収入	16,968
その他の収入	21,178
臨時支出	6,191
災害復旧事業費支出	6,191
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	21,139
【投資活動収支】	
投資活動支出	219,090
公共施設等整備費支出	50,758
基金積立金支出	49,554
投資及び出資金支出	976
貸付金支出	117,801
その他の支出	-
投資活動収入	197,587
国県等補助金収入	17,128
基金取崩収入	21,499
貸付金元金回収収入	158,298
資産売却収入	661
その他の収入	-
投資活動収支	-21,503
【財務活動収支】	
財務活動支出	285,823
地方債償還支出	285,822
その他の支出	1
財務活動収入	293,542
地方債発行収入	293,542
その他の収入	-
財務活動収支	7,719
本年度資金収支額	7,355
前年度末資金残高	36,103
本年度末資金残高	43,457
前年度末歳計外現金残高	5,483
本年度歳計外現金増減額	407
本年度末歳計外現金残高	5,889
本年度末現金預金残高	49,347

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,172,957	固定負債	2,728,886
有形固定資産	2,759,254	地方債	2,215,909
事業用資産	747,239	長期未払金	142
土地	289,157	退職手当引当金	249,915
立木竹	881	損失補償等引当金	833
建物	672,982	その他	262,087
建物減価償却累計額	-310,625	流動負債	278,930
工作物	157,169	1年内償還予定地方債	239,349
工作物減価償却累計額	-122,294	未払金	12,052
船舶	1,995	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-1,423	前受金	-
浮標等	37	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	20,826
航空機	978	預り金	6,238
航空機減価償却累計額	-978	その他	464
その他	32	負債合計	3,007,816
その他減価償却累計額	-10	【純資産の部】	
建設仮勘定	59,337	固定資産等形成分	3,262,049
インフラ資産	1,915,589	余剰分(不足分)	-2,688,386
土地	503,033		
建物	83,257		
建物減価償却累計額	-44,008		
工作物	2,413,969		
工作物減価償却累計額	-1,309,375		
その他	2,294		
その他減価償却累計額	-1,067		
建設仮勘定	267,487		
物品	359,924		
物品減価償却累計額	-263,498		
無形固定資産	126,703		
ソフトウェア	55		
その他	126,648		
投資その他の資産	286,999		
投資及び出資金	66,097		
有価証券	-		
出資金	66,097		
その他	-		
投資損失引当金	-693		
長期延滞債権	33,210		
長期貸付金	75,540		
基金	139,237		
減債基金	76,377		
その他	62,860		
その他	360		
徴収不能引当金	-26,752		
流動資産	408,523		
現金預金	126,819		
未収金	13,742		
短期貸付金	11,235		
基金	77,858		
財政調整基金	30,616		
減債基金	47,242		
棚卸資産	163,799		
その他	15,522		
徴収不能引当金	-451	純資産合計	573,663
資産合計	3,581,480	負債及び純資産合計	3,581,480

行政コスト計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	1,298,463
業務費用	659,434
人件費	330,243
職員給与費	275,853
賞与等引当金繰入額	20,792
退職手当引当金繰入額	21,860
その他	11,738
物件費等	296,024
物件費	140,020
維持補修費	76,913
減価償却費	79,091
その他	-
その他の業務費用	33,167
支払利息	11,229
徴収不能引当金繰入額	522
その他	639,030
移転費用	639,030
補助金等	622,270
社会保障給付	13,821
他会計への繰出金	-
その他	2,938
経常収益	114,438
使用料及び手数料	86,027
その他	28,411
純経常行政コスト	1,184,025
臨時損失	7,772
災害復旧事業費	6,191
資産除売却損	578
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	362
その他	641
臨時利益	778
資産売却益	119
その他	659
純行政コスト	1,191,019

純資産変動計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	合計		
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	561,386	3,281,831	-2,720,444
純行政コスト(△)	-1,191,019		-1,191,019
財源	1,202,345		1,202,345
税金等	843,237		843,237
国県等補助金	359,108		359,108
本年度差額	11,326		11,326
固定資産等の変動(内部変動)		-19,889	19,889
有形固定資産等の増加		71,165	-71,165
有形固定資産等の減少		-80,933	80,933
貸付金・基金等の増加		302,489	-302,489
貸付金・基金等の減少		-312,610	312,610
資産評価差額	98	98	
無償所管換等	748	748	
その他	105	-738	843
本年度純資産変動額	12,277	-19,781	32,058
本年度末純資産残高	573,663	3,262,049	-2,688,386

資金収支計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日自治体名:茨城県
会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,303,017
業務費用支出	664,183
人件費支出	339,407
物件費等支出	218,102
支払利息支出	11,225
その他の支出	95,449
移転費用支出	638,834
補助金等支出	622,075
社会保障給付支出	13,821
他会計への繰出支出	-
その他の支出	2,938
業務収入	1,372,578
税収等収入	908,123
国県等補助金収入	339,487
使用料及び手数料収入	84,988
その他の収入	39,980
臨時支出	6,248
災害復旧事業費支出	6,191
その他の支出	57
臨時収入	118
業務活動収支	63,431
【投資活動収支】	
投資活動支出	241,334
公共施設等整備費支出	70,727
基金積立金支出	50,177
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	120,430
その他の支出	-
投資活動収入	204,723
国県等補助金収入	22,732
基金取崩収入	21,864
貸付金元金回収収入	157,929
資産売却収入	661
その他の収入	1,537
投資活動収支	-36,612
【財務活動収支】	
財務活動支出	362,652
地方債償還支出	362,102
その他の支出	550
財務活動収入	349,474
地方債発行収入	349,474
その他の収入	-
財務活動収支	-13,178
本年度資金収支額	13,641
前年度末資金残高	107,288
本年度末資金残高	120,929
前年度末歳計外現金残高	5,483
本年度歳計外現金増減額	407
本年度末歳計外現金残高	5,889
本年度末現金預金残高	126,819

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

自治体名: 茨城県

会計: 連結会計

(単位: 百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,198,526	固定負債	2,718,289
有形固定資産	2,816,051	地方債等	2,218,055
事業用資産	802,425	長期未払金	162
土地	306,160	退職手当引当金	254,826
土地減損損失累計額	-103	損失補償等引当金	845
立木竹	881	その他	244,400
立木竹減損損失累計額	-	流動負債	293,955
建物	716,523	1年内償還予定地方債等	241,592
建物減価償却累計額	-340,108	未払金	15,989
建物減損損失累計額	-4,483	未払費用	431
工作物	200,476	前受金	5,191
工作物減価償却累計額	-138,301	前受収益	63
工作物減損損失累計額	-236	賞与等引当金	21,226
船舶	6,638	預り金	7,667
船舶減価償却累計額	-4,453	その他	1,796
船舶減損損失累計額	-	負債合計	3,012,244
浮標等	37	【純資産の部】	
浮標等減価償却累計額	-	固定資産等形成分	3,287,171
浮標等減損損失累計額	-	余剰分(不足分)	-2,679,489
航空機	978	他団体出資等分	19,798
航空機減価償却累計額	-978		
航空機減損損失累計額	-		
その他	61		
その他減価償却累計額	-28		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	59,363		
インフラ資産	1,915,589		
土地	503,033		
土地減損損失累計額	-		
建物	83,257		
建物減価償却累計額	-44,008		
建物減損損失累計額	-		
工作物	2,413,969		
工作物減価償却累計額	-1,309,375		
工作物減損損失累計額	-		
その他	2,294		
その他減価償却累計額	-1,067		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	267,487		
物品	372,910		
物品減価償却累計額	-274,852		
物品減損損失累計額	-21		
無形固定資産	126,872		
ソフトウェア	149		
その他	126,723		
投資その他の資産	255,603		
投資及び出資金	51,237		
有価証券	2,795		
出資金	48,442		
その他	-		
長期延滞債権	33,210		
長期貸付金	22,182		
基金	169,299		
減債基金	76,377		
その他	92,922		
その他	6,427		
徴収不能引当金	-26,752		
流動資産	441,192		
現金預金	144,308		
未収金	16,403		
短期貸付金	10,787		
基金	77,858		
財政調整基金	30,616		
減債基金	47,242		
棚卸資産	174,059		
その他	18,239		
徴収不能引当金	-461		
繰延資産	6	純資産合計	627,480
資産合計	3,639,724	負債及び純資産合計	3,639,724

連結行政コスト計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

自治体名:茨城県

会計:連結会計

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	1,325,999
業務費用	687,271
人件費	339,199
職員給与費	281,815
賞与等引当金繰入額	21,068
退職手当引当金繰入額	22,133
その他	14,182
物件費等	297,269
物件費	136,531
維持補修費	77,748
減価償却費	81,348
その他	1,642
その他の業務費用	50,803
支払利息	11,245
徴収不能引当金繰入額	525
その他	39,032
移転費用	638,728
補助金等	621,633
社会保障給付	13,821
その他	3,274
経常収益	143,766
使用料及び手数料	86,245
その他	57,521
純経常行政コスト	1,182,233
臨時損失	9,084
災害復旧事業費	6,191
資産除売却損	594
損失補償等引当金繰入額	360
その他	1,940
臨時利益	2,008
資産売却益	1,191
その他	817
純行政コスト	1,189,310

連結純資産変動計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

自治体名:茨城県

会計:連結会計

(単位:百万円)

科目	合計			
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分	
前年度末純資産残高	614,175	3,337,204	-2,742,939	19,910
純行政コスト(△)	-1,189,310		-1,189,310	-
財源	1,201,891		1,201,891	-
税収等	843,813		843,813	-
国県等補助金	358,078		358,078	-
本年度差額	12,582		12,582	-
固定資産等の変動(内部変動)		-50,058	50,058	
有形固定資産等の増加		72,301	-72,301	
有形固定資産等の減少		-84,196	84,196	
貸付金・基金等の増加		380,294	-380,294	
貸付金・基金等の減少		-418,458	418,458	
資産評価差額	9	9		
無償所管換等	748	748		
他団体出資等分の増加			-368	368
他団体出資等分の減少			480	-480
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-	-
その他	-34	-732	698	
本年度純資産変動額	13,305	-50,033	63,450	-112
本年度末純資産残高	627,480	3,287,171	-2,679,489	19,798

連結資金収支計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日自治体名：茨城県
会計：連結会計

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,327,462
業務費用支出	688,989
人件費支出	347,718
物件費等支出	220,534
支払利息支出	11,242
その他の支出	109,495
移転費用支出	638,473
補助金等支出	621,425
社会保障給付支出	13,821
その他の支出	3,227
業務収入	1,401,748
税込等収入	908,708
国県等補助金収入	338,172
使用料及び手数料収入	85,322
その他の収入	69,545
臨時支出	6,597
災害復旧事業費支出	6,191
その他の支出	406
臨時収入	212
業務活動収支	67,900
【投資活動収支】	
投資活動支出	245,183
公共施設等整備費支出	72,567
基金積立金支出	50,288
投資及び出資金支出	231
貸付金支出	120,430
その他の支出	1,667
投資活動収入	206,152
国県等補助金収入	23,099
基金取崩収入	21,974
貸付金元金回収収入	127,179
資産売却収入	31,597
その他の収入	2,303
投資活動収支	-39,031
【財務活動収支】	
財務活動支出	367,747
地方債等償還支出	363,931
その他の支出	3,815
財務活動収入	354,314
地方債等発行収入	350,669
その他の収入	3,645
財務活動収支	-13,433
本年度資金収支額	15,436
前年度末資金残高	122,983
比例連結割合変更に伴う差額	-
本年度末資金残高	138,419
前年度末歳計外現金残高	5,483
本年度歳計外現金増減額	407
本年度末歳計外現金残高	5,889
本年度末現金預金残高	144,308